

## SMBC日興証券株式会社

お客様各位

## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ、フィッチ・レーティングス)の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

## 記

## 〈無登録格付に関する説明書(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)〉

## 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク  
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

## 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

## 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 〈無登録格付に関する説明書(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス)〉

### 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

### 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

### 信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス(以下「レーティングズ・サービス」)の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュアリティ・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

### 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

### 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

### 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2014年8月

発行登録目論見書



**BNP PARIBAS**

ビー・エヌ・ピー・パリバ  
(BNPパリバ銀行)

ビー・エヌ・ピー・パリバ

2019年9月18日満期

円建 為替トリガー早期円償還条項

デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動社債

－ 売 出 人 －

S M B C 日興証券株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とする社債5,000億円の発行登録については、発行会社は金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を平成26年3月14日に関東財務局長に提出し、平成26年3月22日にその効力が生じています。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に基づきビー・エヌ・ピー・パリバ 2019年9月18日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動社債（以下「本社債」といいます。）を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。
4. 本社債の利率、償還金額および償還時期は、本社債の要項に従い、日本円とブラジルリアルとの間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報 第2 売出要項、 3 売出社債に関するその他の条件等、 社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」をご参照下さい。

(注) 発行会社は、平成26年8月19日付で、「ビー・エヌ・ピー・パリバ 2029年9月29日満期 豪ドル建ディスカウント社債」の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。また、発行会社は、平成26年8月27日付で、「ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015年9月18日満期 満期円償還特約付 円/ニュージーランドドル デュアル社債」の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る発行登録目論見書は、この発行登録目論見書とは別に作成および交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録目論見書には記載されておられません。

## 売出社債に関するリスク要因

各投資家は、本社債に投資を行う前に、下記の投資上考慮すべき事項を、本書に含まれるその他の情報と同様に留意すべきである。投資に関する決定を行う場合、本社債に関する長所とリスクを含む、本社債の発行会社および本社債の売出しの条件に関して自分自身で検討し、そのみに依拠しなければならない。以下に記載されているリスクのみが、本社債に影響を与えうるものではない。同様に、発行会社が本書日付現在において知るところではない別のリスクが発行会社の業務、財務状態、業績に悪影響を与える可能性がある。本社債の市場価格は、一つまたは複数のそれらのリスクまたは要因によって下落する可能性があり、本社債への投資の全部または一部が失われる可能性がある。

### 本社債の市場価格が変動するリスク

本社債の市場価格は、日本円金利およびその水準の変化等の影響を受けて変動する。このため、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

### 為替変動リスク

本社債の元本および利息は日本円／ブラジルレアル間の為替レートに連動した円貨額により支払われる。したがって、利払期日または満期前の各本社債の価値は、日本円／ブラジルレアル間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

### 利率変動リスク

本社債の利率は、一定の条件に従って決定される。場合によっては、低い利率（0.10パーセント）での運用が継続する可能性があるほか、当初期待した金利収益を得られないことがある。

### 投資利回りリスク

本社債の償還金額が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。

### 期限前償還による再運用リスク

本社債は、満期償還日より前に償還されることがある。この場合、償還された金額を再運用するときの利回りが、仮に本社債が存続した場合の利回りを下回ることがある。

### 信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。本社債の発行会社の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じ、投資額の一部または全部を失うおそれがある。本社債の発行会社の信用状況に変化が生じた場合、本社債の市場価格が変動することによって売却損が生じるおそれがある。

### 本社債の流動性に関するリスク

本社債は、市場環境の変化により本社債の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。また本社債を売買する流通市場が十分に整備されていないため、売却することができない、または購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

### カントリーリスク

本社債が発行される国や償還通貨の主権国の政治情勢、経済情勢または社会情勢の混乱等により、本社債の償還金額の円貨への交換や送金ができない場合または本社債の売買が制限される場合がある。

### 税務上の取扱い

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

### 潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバ UKリミテッドは、発行会社の関連会社である。場合によっては、発行会社の関連会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。ビー・エヌ・ピー・パリバ UKリミテッドは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

【表紙】

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 26 年 3 月 14 日  
平成 26 年 6 月 2 日  
平成 26 年 7 月 11 日  
平成 26 年 8 月 27 日訂正 (2 件)

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ  
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者  
(Chief Financial Officer)  
ラルス・マシュニル  
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者  
(Head of Investor Relations and Financial  
Information)  
ステファン・ドゥ・マルニャック  
(Stéphane de Marnhac)

BNP パリバ証券株式会社  
代表取締役 CEO  
(CEO and Representative Director of  
BNP Paribas Securities (Japan) Limited)  
フィリップ・アヴリル  
(Philippe Avril)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市 9 区イタリア通り 16 番地  
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1182

【事務連絡者氏名】 弁護士 船越 輝

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1197

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成 26 年 3 月 14 日
効力発生日	平成 26 年 3 月 22 日
有効期限	平成 28 年 3 月 21 日
発行登録番号	26-外 13
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円
発行可能額	481,201,002,000 円

【縦覧に供する場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店  
東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号  
グラントウキョウ ノースタワー

## 目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
＜ビー・エヌ・ピー・パリバ 2019年9月18日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動社債に関する情報＞	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	3
3【売出社債に関するその他の条件等】	3
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	21
＜本社債以外の社債に関する情報＞	23
第1【募集要項】	23
第2【売出要項】	23
1【売出有価証券】	23
2【売出しの条件】	23
第二部【参照情報】	24
第1【参照書類】	24
第2【参照書類の補完情報】	24
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	24
第三部【保証会社等の情報】	25
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	26
有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	27
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	53



## 第一部【証券情報】

<ビー・エヌ・ピー・パリバ 2019年9月18日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動社債に関する情報>

### 第1【募集要項】

該当事項なし。

### 第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、本社債（以下に定義する。）を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

#### 1【売出有価証券】

##### 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2019年9月18日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動社債 (以下「本社債」という。) (注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	(未定) 円 (注2)	売出価額の総額	(未定) 円 (注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	2019年9月18日(ロンドン時間) (注3)		
利率(注2)	額面金額に対して 2014年9月18日(同日を含む。)から2014年12月18日(同日を含まない。)まで 年(未定)% (年4.00%から年10.00%までを仮条件とする。) 2014年12月18日(同日を含む。)以降2019年9月18日(同日を含まない。)まで 利率判定日における参照為替により以下のとおり変動する。 各利率判定日における参照為替が利率判定為替以上の場合 年(未定)% (年4.00%から年10.00%までを仮条件とする。) 各利率判定日における参照為替が利率判定為替未満の場合 年0.10%		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	SMB C日興証券株式会社 (以下「売出人」という。) 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
摘要	ビー・エヌ・ピー・パリバ(以下「発行会社」という。)により発行される非劣後長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクより「A1」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、発行会社により、発行会社の900億ユーロのユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム(2014年6月5日付(2014年7月10日付補足書および2014年8月7日付補足書を含む。)) (以下「プログラム」という。) および下記(注4)に記載の代理人契約に基づき、2014年9月18日(以下「発行日」という。)(下記「2 売出しの条件、(注1)」を参照のこと。)にユーロ市場で発行される予定であり、本社債の一部が売出人と同一グループ会

社である英国SMB C日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) 売出面額の総額および売価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額である。

本社債の利率は、上記の仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案した上で決定される。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。

本社債に関する未定の発行条件は、2014年9月上旬に調印される予定の最終条件書により決定される予定である。

(注3) 本社債は、参照為替が一定の水準を満たした場合、早期償還される。すなわち、下記「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ、(a) 参照為替の水準による強制早期償還」に記載のとおり、各強制早期償還判定日の午後1時15分(サンパウロ時間)頃における参照為替が強制早期償還判定為替と同額かそれを上回った場合、額面金額で各強制早期償還判定日に対応する強制早期償還日に自動的に早期償還されることになる。本社債が早期償還されない場合、本社債の償還は、計算代理人が(i)最終償還判定日の参照為替が償還判定為替と等しいかまたはこれを上回っていたと決定した場合は額面金額により、(ii)最終償還判定日の参照為替が償還判定為替を下回ったと決定した場合は以下の計算式に従って計算代理人により決定される金額(1円未満を四捨五入する。)により、それぞれなされる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終償還判定日の参照為替}}{\text{基準為替}}$$

なお、早期償還および期限前償還については下記「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」に定義されている。

本社債の償還金額および早期償還の有無は、参照為替の変動によって左右される。申込人は、参照為替の変動によって本社債の償還の時期および償還額に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行うべきである。

(注4) 本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、主支払代理人および名義書換代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店(以下「主支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または名義書換代理人としての承継人を含むものとする。)、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店(以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。)ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人(主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。)の間で2014年6月5日頃に締結された改訂書換代理人契約(以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。)に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券(以下「本社債券」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券(以下「包括社債券」という。))に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある最終条件書に規定する。)、(ii)包括社債券との交換(または一部交換)により発行される確定社債券、および(iii)包括社債券を意味する。)のシリーズの1つである。主支払代理人、登録機関および名義書換代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。)および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。)の所持人(以下「利札所持人」という。)は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書(これには最終条件書の様式を含む。)および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店およびその他の支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2014年6月5日頃に発行会社により発行された改訂書換約款(Deed of Covenant)(以下「約款」という。)を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。)を代表して共通預託機関により保管されている。

(注5) 本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)より「A1」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(以下「S&P」という。)より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ

([http://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](http://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)) の「信用格付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ ([http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

## 2【売出しの条件】

売出価格	額面 100 万円 につき 100 万円	申込期間	2014 年 9 月 9 日から 2014 年 9 月 17 日まで (注 1)
申込単位	100 万円	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、各支店および各営業店ならびに下記(注 4)に記載の金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注 2)		
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

(注 1) 本社債の受渡期日は 2014 年 9 月 19 日(日本時間)である。一定の事情により、発行会社が本書の記載を訂正すべきこととした場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね一週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注 2) 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定されている場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。

(注 3) 本社債は、アメリカ合衆国 1933 年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有する。

本社債は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

(注 4) 売出人は、金融商品取引法第 33 条の 2 に基づく登録を受けた金融機関および同法第 66 条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

## 3【売出社債に関するその他の条件等】

### 社債の要項の概要

#### 1. 利息

(a) 各本社債は、2014 年 9 月 18 日(以下「利息起算日」という。)から利息が付され、利息起算日(同日を含む。)から 2014 年 12 月 18 日(同日を含まない。)までの利息期間につきその額面金額に対し年(未定)パーセント(年 4.00 パーセントから年 10.00 パーセントまでを仮条件とする。)の利率による利息が発生し、額面金額 100 万円の各本社債につき、2014 年 12 月 18 日の利払期日に(未定)円が支払われる。

(b) 2014 年 12 月 18 日(同日を含む。)から 2019 年 9 月 18 日(同日を含まない。)までの各利息期間に関する利率は、計算代理人により以下のとおり決定され、各利払期日に支払われる。

(i) 各利率判定日における参照為替が利率判定為替以上である場合には、額面金額に対し年(未定)パーセント(年 4.00 パーセントから年 10.00 パーセントまでを仮条件とする。)の割合で利息が付さ

れ、各利率判定日の直後の利払期日に、額面金額 100 万円の各本社債につき、（未定）円が支払われる。

(ii) 各利率判定日における参照為替が利率判定為替未満の場合には、額面金額に対し年 0.10 パーセントの割合で利息が付され、各利率判定日の直後の利払期日に、額面金額 100 万円の各本社債につき、250 円が支払われる。

「利息期間」とは、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払期日（同日を含む。）から当該利払期日（同日を含まない。）までの期間をいう。

「利払期日」とは、2014 年 12 月 18 日（同日を含む。）から 2019 年 9 月 18 日（同日を含む。）までの各年の 3 月 18 日、6 月 18 日、9 月 18 日および 12 月 18 日をいう。なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ欧州自動即時グロス決済システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）（以下「TARGET2 システム」という。）が稼動している日をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバ UK リミテッドをいう。本社債に関する一切の決定は、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により誠実かつ商取引上合理的な方法で決定されるものとし、明白な誤りがない限り、本社債権者に対し拘束力を有するものとする。

「利率判定日」とは、2015 年 3 月 18 日（同日を含む。）から 2019 年 9 月 18 日（同日を含む。）までの各利払期日の 15 営業日前の日をいう。

「参照為替」とは、各判定日（以下に定義される。）の午後 1 時 15 分（サンパウロ時間）頃の関連スクリーンページ（以下に定義される。）においてブラジル中央銀行により記録されるブラジル中央銀行の公式な為替レート（以下「JPY PTAX レート」という。）の売値および買値の算術的平均値の逆数（ただし、小数点第 3 位以下を四捨五入する。）をいい、かかる逆数は、1 ブラジルリアル当たりの円貨額として表示される。

「判定日」とは、利率判定日、強制早期償還判定日、条件決定日および最終償還判定日をいう。

「関連スクリーンページ」とは、ブルームバーグのページ BZFXJPY <INDEX>または計算代理人が決定するその承継ページもしくはサービスをいう。

「利率判定為替」とは、基準為替から 8.00 円を差し引いた値をいう。

「基準為替」とは、条件決定日における参照為替をいう。

「条件決定日」とは、2014 年 9 月 18 日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該条件決定日は翌営業日とする。

各判定日の午後1時15分（サンパウロ時間）頃に JPY PTAX レートを参照することにより参照為替を入手できない場合は、(a)BRL12（以下に定義される。）および(b)関連する判定日の午後4時（ニューヨーク時間）頃にロイタースクリーン「JPNW」（または計算代理人により受入可能なその承継ページもしくはサービス）により発表される日本円／米ドル為替レートの売値および買値の算術的平均値（以下「JPNW レート」という。）を用いて決定される、1 ブラジルリアル当たりの円貨額として表示されるクロスカレンシー為替レートにより当該レートを決定するものとする。

判定日において、JPY PTAX レートおよび BRL12 または JPNW レートのいずれも入手できない場合は、計算代理人は、適切と判断するソースを参照して、その単独の裁量により、誠実かつ商取引上合理的な方法により、判定日にレートが入手できたとすれば存在したであろうと考えるレートを参照為替と定めるものとする。

ただし、各判定日の午後1時15分（サンパウロ時間）頃に JPY PTAX レートを入手できない場合において、当該判定日において価格重要性事由（以下に定義される。）が発生していると計算代理人が決定した場合、計算代理人は、適切と判断するソースを参照して、その単独の裁量により、誠実かつ商取引上合理的な方法により、参照為替を決定するものとする。

「価格重要性事由」とは、各判定日における BRL09（以下に定義される。）と BRL12 の差が、BRL09 または BRL12 のうち高い方の3パーセントを超える場合をいう。

「BRL12」とは、各判定日の午後3時45分（サンパウロ時間）頃またはその直後に EMTA（以下に定義される。）のウェブサイト（[www.emta.org](http://www.emta.org)）もしくは計算代理人により受入可能なその承継ページに掲載される米ドル取引に関する EMTA ブラジルリアル産業調査レートをいい、1米ドル当たりのブラジルリアル額として表示されるブラジルリアル／米ドル為替レートをいう。「BRL12」は、EMTA ブラジルリアル産業調査理論（EMTA ブラジルリアル産業調査レートを決定するための、ブラジルリアル／米ドルのスポット市場に活発に参加しているブラジルの金融機関に関する集中的かつ産業全体にわたる調査に係る2004年3月1日付の適宜改定された理論をいう。）に従って EMTA により計算される。

「BRL09」とは、各判定日の午後1時15分（サンパウロ時間）頃までに取引コード PTAX-800（「Consulta de Cambio」または「Exchange Rate Inquiry」）の Option 5（「Cotacões para Contabilidade」または「Rates for Accounting Purposes」）として SISBACEN データ・システム（または計算代理人により受入可能なその承継システムもしくはページ）上にブラジル中央銀行が記録する1米ドル当たりのブラジルリアル額として表示されるブラジルリアル／米ドル提示レートをいう。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨をいう。

「EMTA」とは、エマージング・マーケット・トレーダーズ・アソシエーション（または計算代理人により受入可能なその承継機関）をいう。

(c) 利息は、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1 円未満は四捨五入する。

(d) 利息は本要項第 3 項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i) 当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii) 主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第 10 項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

## 2. 償還および買入れ

### (a) 参照為替の水準による強制早期償還

計算代理人がその単独の裁量により各強制早期償還判定日の午後 1 時 15 分（サンパウロ時間）頃における参照為替が強制早期償還判定為替と同額かまたはそれを上回ったと決定した場合（以下「強制早期償還事由」という。）、各本社債はかかる強制早期償還事由の発生した各強制早期償還判定日の直後の強制早期償還日において、額面金額で早期償還される。

「強制早期償還判定日」とは、強制早期償還日の 15 営業日前の日をいう。

「強制早期償還日」とは、2014 年 12 月 18 日（同日を含む。）から 2019 年 6 月 18 日（同日を含む。）の各利払期日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該強制早期償還日は翌営業日とする。

「強制早期償還判定為替」とは、下記のそれぞれの強制早期償還日につき、下記に記載される為替をいう。

強制早期償還日	強制早期償還判定為替
2014年12月18日	基準為替 + 1.50円
2015年3月18日	基準為替 + 1.00円
2015年6月18日	基準為替 + 0.50円
2015年9月18日	基準為替
2015年12月18日	基準為替 - 0.50円
2016年3月18日	基準為替 - 1.00円
2016年6月18日	基準為替 - 1.50円
2016年9月18日	基準為替 - 2.00円
2016年12月18日	基準為替 - 2.50円
2017年3月18日	基準為替 - 3.00円
2017年6月18日	基準為替 - 3.50円
2017年9月18日	基準為替 - 4.00円
2017年12月18日	基準為替 - 4.50円
2018年3月18日	基準為替 - 5.00円
2018年6月18日	基準為替 - 5.50円
2018年9月18日	基準為替 - 6.00円
2018年12月18日	基準為替 - 6.50円
2019年3月18日	基準為替 - 7.00円
2019年6月18日	基準為替 - 7.50円

(b) 満期償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、以下の規定に従い計算代理人により決定された金額（以下「償還金額」という。）で満期償還日に償還される。

「満期償還日」とは、2019年9月18日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日とする。

(i) 最終償還判定日（以下に定義される。）の参照為替が償還判定為替（以下に定義される。）以上であった場合、額面金額100万円につき、100万円とする。

(ii) 最終償還判定日の参照為替が償還判定為替未満であった場合、額面金額100万円につき、以下の計算式に従って決定された金額（1円未満を四捨五入する。）とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終償還判定日の参照為替}}{\text{基準為替}}$$

「償還判定為替」とは、基準為替から12.00円を差し引いた値をいう。

「最終償還判定日」とは、満期償還日の15営業日前の日をいう。

(c) 税務上の理由による償還

(A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第5項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により（本要項第10項に従い）本社債権者に対し30日以上45日前までに通知することにより

(ただし、この通知は取消不能とする。)、期限前償還金額(以下に定義される。)に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部(一部のみは不可。)を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

(B) 本要項第5項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に事前に通知し、また、(本要項第10項に従い)本社債権者に対し7日以上45日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部(一部のみは不可。)を償還するものとする。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

(d) 期限前償還

上記(c)項および本要項第6項において、各本社債は、計算代理人が本社債の公正市場価格から関連費用を控除して決定する金額(以下「期限前償還金額」という。)で償還されるものとする。

1年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(e) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債(ならびにそれに付された期日未到来の利札)を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い本社債の流動性を高める目的で保有もしくは再販売するか、または消却することができる。

(f) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債(および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札)は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

### 3. 支払

確定社債券に関する元本および(もしあれば)利息の支払は(以下の規定に従い)当該本社債券または(場合により)利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国(本要項において、この用語はアメリカ合衆国(州およびコロンビア地区およびその領地)を意味する。)外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。



確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への 15 日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

本社債券の償還される日において、これらの本社債券に関連するすべての期日未到来の利札は（添付の有無を問わず）無効となり、これらに関して支払はなされない。本社債券がそれらに付されたすべての期日未到来の利札を添えることなく償還のため呈示された場合は、これらの本社債券に関連して支払われるすべての金員の支払は、発行会社の補償の提供と引換えにのみ行われるものとする。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて、（本要項第 7 項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ TARGET2 システムが稼動している日を意味する。

利払期日、強制早期償還日、期限前償還日または満期償還日（以下「支払予定日」という。）において本社債に関して支払われるべき金額（元本、利息その他）が、ある参照指標の評価数値を参照して算出することにより決定される場合で、かつ、かかる評価を行う日が支払予定日の 2 営業日前の日より後の日（以下「延期日」という。）に延期された場合には、利払期日、強制早期償還日、期限前償還日または満期償

還日は、延期日の2営業日後の日に延期されるものとし、かかる延期に関してはいかなる利息その他の金員も支払われないものとする。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

#### 主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 2085、ホワルドーヘスペランゲ、ガスペリッヒ通り 33

(33, rue de Gasperich, Howald - Hesperange, 2085 Luxembourg, Luxembourg)

#### その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ

(BNP Paribas Securities Services)

フランス、パンタン 93500、デバルカデール通り 9 番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9, rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、香港支店

(BNP Paribas Securities Services, Hong Kong Branch)

香港、クォーリー・ベイ、キングス・ロード 979、タイクー・プレイス、PCCW タワー 21 階

(21/F, PCCW Tower, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および/またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- (i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。
- (ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。
- (iii) 発行会社は、理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律により源泉徴収または控除が要求されることのない支払代理人を欧州連合加盟国内に維持すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所におけるこれに適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ii)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに(iii)内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

#### 4. 本社債の地位

本社債および（該当する場合は）関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、これらの間において現在および将来も同順位であり、発行会社の現在および将来におけるその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である（ただし、法律上優先する例外を除く。）。

#### 5. 課税

##### (a) 源泉徴収税

発行会社またはその代理人により行われる本社債または利札に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

##### (b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるよう必要な追加額を支払うものとする。ただしかかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

##### (i) その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

(ii) 関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

(iii) フランス法に基づく個人への支払の場合

理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に従い、個人への支払に関し源泉徴収または控除が要求される場合。

(iv) 別の支払代理人による支払の場合

当該本社債または利札を欧州連合加盟国内に所在する別の支払代理人に呈示すれば当該源泉徴収または控除を回避することができたであろう本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

(c) 情報の提供

各本社債権者は、理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に基づく証明義務および報告義務を遵守するために必要な情報を適宜提供する責任を有する。

## 6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

(a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。

(b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

(c) 発行会社が、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社はその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

#### 7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

#### 8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

#### 9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債と同一の条件を有するか、または発行日、発行価格、最初の利息の金額および支払日ならびに／もしくは利息が発生する日を除くすべての点において同一の条件を有し、本社債と統合されて単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合 (*assimilables*) されるものとする。

#### 10. 公告

(a) 本社債に関するすべての公告は、(i) ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において、または(ii) 金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って、一度掲載された場合に有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または複数回もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。

(b) 確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記本項(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ル

クセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の2日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。

(c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。

(d) (通知の方法を問わず)本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

#### 11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の5パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の50パーセント以上を所持または代表する1名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する1名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更(本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。)がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の3分の2、またはその延会においては3分の1を所持または代表する1名以上の者であるものとする。いずれの社債権者集会において可決された特別決議も、集会に出席したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の90パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

(a) 本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

(b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

## 12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第7項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

## 13. 1999年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための1999年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

## 14. 準拠法および管轄裁判所

### （a）準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

### （b）管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

### （c）送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第10項に従い直ちに本社債

権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

#### 15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券（以下「無記名式包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）以前に行われるべき元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後 40 日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、(i) (当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する) ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクから、当該社債券に記載されているように主支払代理人に対する遅くとも 60 日目の書面による通知がなされた場合、または(ii) 交換事由が発生した場合に限り、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i) 債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii) ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表しもしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないとこの通知を発行会社が受けた場合、または(iii) 無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合、を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要



求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、交換日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

#### 16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 100 万円の無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および支払代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

## 課税上の取扱い

### (1) フランスの租税

以下は、(i)日本国における課税ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日付の改正議定書(以下あわせて「租税条約」という。)の目的上の日本国居住者ならびに(ii)租税条約の利益を享受する権利を有する者が本社債を取得、保有および処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債権者に関連する可能性のあるフランス税法および租税条約について網羅的に記載したものではない。

#### 本社債の利息に係る税

フランスの2009年第3号改正金融法(*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009年12月30日付2009-1674法) (以下「本法」という。)の導入後、社債について発行会社によってなされた利息およびその他の収益の支払には、当該支払がフランス国外の非協調国においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条AIIIに定められる源泉徴収税が課されない。当該社債の当該支払が非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条AIIIに基づいて75パーセントの源泉徴収税が適用される(ただし、以下に記載された一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。)

さらに、当該社債の利息およびその他の収益は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に所在している金融機関に開設された銀行口座において支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない(以下「控除除外」という。)。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益は、フランス一般租税法第109条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益には、フランス一般租税法第119条の2に基づいて定められる30パーセントまたは75パーセントの源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、本法では、ある特定の社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収益の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行には上記の75パーセントの源泉徴収税の規定および控除除外のいずれもが適用されないと規定されている(以下「本免除」という。)。フランスの税務公報(*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impots*) (BOI-INT-DG-20-50-20140211 no. 550 および 990、BOI-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211 no. 70、BOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20140211 no. 10 および BOI-ANX-000364-20120912 no. 20)に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、発行会社がかかると社債の発行の目的および効果を証明しなくとも、本免除を受けることができる。

- (i) フランス財政金融法 L. 411-1 条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- (ii) 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。
- (iii) その発行時において、フランス財政金融法 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の決済ならびに受渡しおよび支払のためのシステムの決済運用機関または類似の外国預託機関もしくは運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。））。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。2014年1月1日現在の非協調国のリストはフランス税務当局によって公表されており、それは毎年更新される。2014年1月17日付の省令（*arrêté*）によれば、フランス一般租税法第 238-0 条 A において参照される非協調国のリストは、2014年1月1日現在、以下の国々から構成されている。

ボツワナ共和国、イギリス領ヴァージン諸島、ブルネイ、グアテマラ共和国、マーシャル諸島共和国、モントセラット、ナウル共和国およびニウエ島

## (2) 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に記載するものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本社債のように支払額が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。本社債のようなデリバティブ取引が組み込まれた公社債については、本社債に投資しようとする者が内国法人である場合、法人税法上は原則として組込デリバティブ取引を公社債部分から区分することは求められないと考えられる。本社債に投資しようとする者が日本国の居住者である場合の所得税法上の取扱いは、明らかではないが、原則としては組込デリバティブ取引を公社債部分から区分しないで一体として取り扱うべきものと考えられる。将来、日本国の税務当局が支払額が不確定

である社債に関する取扱いを新たに取り決め、または日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に記載するものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利息は、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、国税と地方税が源泉税として課される。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、申告分離課税の対象となる。

本社債の償還金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額については、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。また当該償還差益が内国法人に帰属する場合は、原則として、当該償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合の償還差益は、申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者が本社債を譲渡した場合の取扱いは明確ではない。社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である社債（利子を付さない期間があるものを含む。）については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本社債は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となる可能性がある。また、内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、申告分離課税の対象となる。

なお、日本国の居住者に関して2016年1月1日以後に申告分離課税の対象となる本社債の利息、償還差損益および譲渡損益については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の利息、配当、償還差損益および譲渡損益等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 欧州連合の破綻処理および再建に関する指令

2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/59/EU（以下「RRD」という。）は、欧州連合全体の信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組の設定について規定している。RRDは、健全性に問題のある金融機関または経営状態の悪化した金融機関の重要な金融機能および経済機能の継続を確保するために十分に早期かつ迅速な介入を行うための確かな手法を当局に提供する一方で、経済および金融システムにおけるこれらの金融機関の破綻の影響の最小化を図っている。

RRDには、以下に記載する4つの破綻処理手法および権限が含まれており、破綻処理当局が、(a)金融機関が破綻に陥っているかまたは陥る可能性が高く、(b)民間による代替手段または管理手続によって金融機関の破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがなく、かつ(c)破綻処理措置が公の利益になるとみなした場合、破綻処理当局はこれらの手法を単独でまたは組み合わせて採用することができる。

- (i) 事業の売却 — 破綻処理当局は、企業の売却またはその事業の全部もしくは一部の売却を商業的条件で行うことを命じることができる。
- (ii) 承継金融機関の設置 — 破綻処理当局は、企業の株式、資産または負債の全部または一部を「承継金融機関」（かかる目的のために設立された全部または一部が公の支配下にある企業）に譲渡することができる。
- (iii) 資産分離 — 破綻処理当局は、減損資産または問題のある資産を、最終的に売却または計画的に縮小することを通じてその価値を最大化させることを目的として管理するために、1つまたは複数の公の資産運用会社に譲渡することができる（この手法は、別の手法と組み合わせてのみ採用することができる。）。
- (iv) ベイルイン — 破綻処理当局に、破綻金融機関の無担保債権者の請求権を減額し、本社債を含む一部の無担保の請求権を株式へ転換する権限を付与する（以下「一般的ベイルイン・ツール」という。）。  
かかる株式は、さらに将来採用される一般的ベイルイン・ツールの対象となり得る。

RRDは、また、加盟国に対し、財政的安定を確保した上で上記の破綻処理手法を可能な範囲で最大限に評価し活用した後の最後の手段として、追加的財政安定手法を通じた特別の公的な財政支援を行うことを可能にしており、これには公的な資本支援および一時的な国有化の手法が含まれる。かかる特別の財政支援は、欧州連合の加盟国援助の枠組に従って提供されなければならない。

金融機関は、継続的な許認可の要件に違反しているかもしくは近い将来に違反する可能性がある場合、資産が負債を下回っているかもしくは近い将来に下回る可能性がある場合、期限が到来した債務の支払ができないかもしくは近い将来に支払ができなくなる可能性がある場合、または臨時的公的な財政支援を必要としている場合において（一定の限られた状況を除く。）、破綻に陥っているかまたは陥る可能性が高いとみなされる。

RRD は、2016 年 1 月 1 日以降に適用される一般的ペイルイン・ツールを除き、2015 年 1 月 1 日から加盟国により適用される旨を規定している。

RRD に規定された権限は、信用機関および投資会社の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼす。RRD が施行された後は、本社債権者は、本社債が一般的ペイルイン・ツールの適用を受けて減額または株式転換されることにより、その投資の全額または一部を失う結果となることがある。RRD に基づく権限の行使またはその行使の示唆は、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値および／または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2013 年 7 月 27 日付で、フランスの銀行に適用される破綻処理に関する枠組を設定する銀行業務の分離および規制に関するフランス銀行法 (*Loi de séparation et de régulation des activités bancaires*) が制定された。これにより、金融健全性監督・破綻処理機構 (*l'Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*) (以下「ACPR」という。) の新たな破綻処理委員会に破綻処理の権限が付与されている。

ACPR は、特に、株主資本の償却または減額、続いて劣後性金融商品のその優先順位に従った償却、減額または株式転換といったペイルイン・ツールを行使することができる(非劣後債務については行使されない。)。ACPR は、また、(i) 銀行の資産および業務の全部または一部を、承継銀行を含む相手方に譲渡する権利、(ii) 銀行に強制的に新株式を発行させる権利、(iii) 債権者への支払を一時的に停止させる権利、ならびに(iv) 役員任期を終了させるかまたは一時的な管理人 (*administrateur provisoire*) を任命する権利を有する。転換比率および譲渡価格は、ACPR により「公正かつ現実的な」評価に基づいて決定される。

ACPR は、以下の目的を達成するために、その権利を「バランスよく」行使しなければならない。

- (i) 財政的安定を維持すること。
- (ii) 破綻すればフランス経済全体に影響を及ぼすような金融機関による銀行業務、サービスおよび取引の継続を保全すること。
- (iii) 預金を保護すること。
- (iv) 公的な救済を回避するかまたは可能な限り最小限に留めること。

ACPR は、その権限を行使する際に、いかなる債権者も金融機関がフランス商法に規定された通常の破産手続の下で清算された場合に被ったであろう損失よりも多大な損失を被るべきではないとする「いかなる債権者にとっても清算よりは不利益ではない」という原則を適用しなければならない。

RRD において想定される 2014 年末までの RRD への移行は、フランス銀行法の規定を RRD の水準に合わせて拡張することとなる。

<本社債以外の社債に関する情報>

**第1【募集要項】**

該当事項なし。

**第2【売出要項】**

以下に記載するもの以外については、社債を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

**1【売出有価証券】**

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】 未定。

2【売出しの条件】 未定。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2013年度）（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

平成26年6月2日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（平成26年8月27日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を平成26年7月11日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日（平成26年8月27日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー



### 第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に  
掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

平成 26 年 3 月 14 日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

---

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
代理人 弁護士 柴田 弘典

---

署名 柴田 弘典

---

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成26年3月14日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。  
（平成25年9月6日の募集）  
券面総額または振替社債の総額：756億円

有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類

## 2014 年度第 2 四半期決算報告書

プレスリリース  
2014 年 7 月 31 日、パリ発

米司法当局との包括的和解に関わる一時費用

2014 年度第 2 四半期に 59 億 5000 万ユーロを計上：

- 罰金*	57 億 5000 万ユーロ
- 是正計画：	2 億ユーロ
⇒ 株主帰属純利益：	- 43 億 1700 万ユーロ

特別項目を除いた純利益：19 億ユーロ\*\*

- リテールバンキングの営業収益は安定推移
  - インベストメント・ソリューションズは着実に成長
  - CIB は増収、アドバイザリーおよびキャピタル・マーケットの業績は極めて好調
- 事業部門の営業収益合計：2013 年度第 2 四半期比 +4.0%\*\*\*

営業総利益が拡大：

2013 年度第 2 四半期比 +6.1%\*\*\*

リスク費用は当四半期に減少：

2013 年度第 2 四半期比 -16.8%\*\*\*\*

盤石なバランスシート

- 自己資本比率は 2014-2016 年度事業開発計画の目標に対応  
バーゼル 3 基準全面適用のエクイティ TIER 1 比率：10.0%
- 流動性準備金は極めて潤沢  
2014 年 6 月 30 日現在 2440 億ユーロ
- リテールバンキングの預金残高は成長を持続  
2013 年度第 2 四半期比 +4.5%\*\*\*\*

\* 既に設定済みの引当金を除く； \*\* 米司法当局との包括的和解に関わる一時費用およびその他の特別項目を除く； \*\*\* 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、かつ特別項目を除く； \*\*\*\* 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く

一時項目が重大な影響を及ぼすも、かかる特別項目を除けば純利益は 19 億ユーロの好業績を達成.....	2
リテールバンキング事業.....	4
国内市場部門.....	4
インベストメント・ソリューションズ事業.....	10
コーポレートバンキング・投資銀行 ( CIB ) 事業.....	11
コーポレート・センター.....	12
財務構造.....	13
連結損益計算書.....	15
2014 年度第 2 四半期 – コア事業部門別業績.....	16
2014 年度上半期 – コア事業部門別業績.....	17
連結四半期業績の推移.....	18

本プレゼンテーションに含まれる数値は、未監査の数値です。2014 年 3 月 14 日に、BNP パリバは、2013 年度の四半期決算に関わる修正を発表しました。かかる修正には次の 4 点が特に反映されています。(i) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、および IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、ならびに改訂 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を適用しました。なお、IFRS 第 11 号の適用により、グループの 2013 年度株主帰属純利益に対して、1400 万ユーロの押し下げ効果が生じています。(ii) 中期事業計画を念頭に置き、2014 年 1 月 1 日をもって、特定の業務および業績が、グループ内部で移管あるいは振替えられました。(iii) バーゼル 3 基準の適用により、部門別および業務ライン別の配賦資本の修正がなされました。(iv) 流動性に関わるコストを事業部門へ賦課する慣行を、流動性カバレッジ比率 (LCR) のアプローチに沿うように調整しました。さらに、今後の 2014 年度決算報告との比較可能性を確保するために、TEB (トルコ・エコノミ・バンカシ) グループに対して 2013 年度を通して全部連結を適用していたとみなす、2013 年度の見積財務諸表が作成されています。これら修正後の決算報告において、2013 年度に関わる数値は、あたかも取引が 2013 年 1 月 1 日に実行されたかのように表示されています。本プレゼンテーションは、修正された 2013 年度の四半期数値に基づいています。

本プレゼンテーションには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくは BNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレゼンテーションに含まれるいかなる予測的な記述も本プレゼンテーション発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。

本プレゼンテーションに含まれる BNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはおらず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレゼンテーションあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレゼンテーションやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

2014年7月30日にBNPパリバ取締役会が開催され、ボードゥアン・プロ会長が議長を務めるなか、当グループの2014年度第2四半期の業績が検討され、また、当上半期に関わる中間決算報告書が承認されました。

## 一時項目が重大な影響を及ぼすも、かかる特別項目を除けば純利益は19億ユーロの好業績を達成

当四半期の連結決算には、特定のドル資金決済に関わる協議の末、米司法当局とグループの間で至った包括的和解<sup>1</sup>による影響を含んでいます。和解内容には、罰金として総額89億7000万米ドル（66億ユーロ）をBNPパリバが支払うことなどが含まれています。既に設定されている引当金を踏まえ、グループは当四半期に総額59億5000万ユーロに上る一時費用を計上しました。その内訳は、57億5000万ユーロが罰金に関わるもので、残部の2億ユーロは、包括的和解とともに発表された是正計画に関わる将来の費用に備えるものです。

これらの特別項目を除くと、グループの当四半期の業績は極めて好調でした。

当四半期のグループの営業収益は95億6800万ユーロとなり、前年同期比2.3%の減収でした。当四半期の営業収益には、純額で-3億5300万ユーロに上る2つの一時項目が含まれていました。その内訳は、フィクスト・インカム部門において導入された調達評価調整（FVA：Funding Valuation Adjustment）による影響が-1億6600万ユーロ、また、自己負債の再評価に関わる修正額（OCA：Own Credit Adjustment）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（DVA：Debt Value Adjustment）が合計で-1億8700万ユーロとなりました。なお、前年同期には、収益の一時項目として合計+1億5000万ユーロが計上されていました。以上の一時項目を排除し、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、当四半期の営業収益は前年同期比4.8%の増収でした。

事業部門合計の営業収益は、当四半期に前年同期比4.0%<sup>2</sup>増加しました。これを部門別にみると、リテールバンキング事業では安定推移<sup>3</sup>、インベストメント・ソリューションズ事業では順調な伸びを示し（+5.0%<sup>3</sup>）、そしてコーポレートバンキング・投資銀行事業（CIB）では大幅増収（+14.6%<sup>2</sup>）となりました。

営業費用は当四半期に65億1700万ユーロに上り、前年同期比4.3%増加しました。当四半期の営業費用には、Simple & Efficient計画に関わる一過性の変革費用1億9800万ユーロが含まれています（前年同期は7400万ユーロ）。かかる変革費用を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、当四半期の営業費用は前年同期比4.1%増加しました。

事業部門合計の営業費用は、前年同期比3.9%<sup>3</sup>増加しました。これは事業の成長に釣り合うものであり、とりわけインベストメント・ソリューションズおよびCIBの業務の伸びを反映しており、またSimple & Efficient計画の影響も含んでいます。事業部門別では、リテールバンキング事業で0.8%<sup>3</sup>の増加、インベストメント・ソリューションズ事業で3.7%<sup>3</sup>の増加、そしてCIB事業で11.9%<sup>3</sup>の増加となりました。

営業総利益は当四半期に前年同期比13.8%減少し、30億5100万ユーロとなりました。特別項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、グループの営業総利益は当四半期に6.1%増加し、また事業部門合計では4.3%の増加となりました。

グループのリスク費用は当四半期に前年同期比18.1%減少し、8億5500万ユーロとなりました（融資残高の53bpに相当）。なおリスク費用は2013年の年初以来、全体的に安定傾向にあり、グループの確かなリスク管理能力を反映しています。

米司法当局との包括的和解の影響を受けて、当四半期の税引前損失は-36億ユーロとなりました（対して、前年同期は税引前利益27億1300万ユーロを計上）。

<sup>1</sup> 2014年6月30日に発表。2014年度中間連結財務諸表の脚注3gを参照。

<sup>2</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、また特別項目を除く。

<sup>3</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

特別項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、当四半期の税引前利益は前年同期比 **15.8%**の増益でした（事業部門合計では **11.4%**の増益）。

以上から、当四半期の株主帰属純損失は**-43 億 1700 万ユーロ**となりました（対して、前年同期は株主帰属純利益 **17 億 6500 万ユーロ**を計上）。一時項目による影響を除くと、当四半期の株主帰属純利益は **19 億 2400 万ユーロ**に上り、前年同期比 **23.2%**の増益でした。

米司法当局との包括的和解に関わる費用の最終的な影響を除くと、自己資本利益率<sup>1</sup>は年率換算後で **8.2%**となりました。また、当四半期の **1 株**当たり純利益は **2.51 ユーロ**となりました。

BNP パリバグループは盤石なバランスシートを有しています。グループの自己資本は **2014-2016 年度**事業開発計画の目標に沿った水準にあり、バーゼル 3 基準全面適用によるエクイティ Tier 1 比率<sup>2</sup>は **10.0%**を確保し、また、バーゼル 3 基準全面適用のレバレッジレシオ<sup>2</sup>は **3.5%**<sup>3</sup>に達しています。さらに、グループの即時利用可能な余剰資金は **2014 年 6 月末**現在で **2440 億ユーロ**に上っており（対して、**2013 年 12 月末**現在では **2470 億ユーロ**）、これは短期資金調達との関係で **1 年以上**の余裕資金があることを意味します。

\*  
\* \*

BNP パリバグループは現在、内部統制システムの大幅な変更に取り組んでいます。

リスク管理部門および内部監査部門に合わせ、コンプライアンス部門および法務部門をグループ直下に統合し、監視・統制機能の独立性を確保します。

また、最高経営責任者（CEO）の下、監視活動と統制活動の結束と協調を任務とする監視統制委員会（Group Supervisory and Control Committee）が設置されます。加えて、要注意セクターや国を特定し監視するとともにグループの職務規範に関する行動を監視する行動規範委員会（Group Conduct Committee）も設置されます。

さらに、コンプライアンスおよび監視活動のための資源および手続きも強化されます。これらの対策は全て、米司法当局との包括的和解に関する発表時点で明らかにされた是正計画に追加するかたちで実施されます。

**2014 年度上半期全体**で、グループの業績は米司法当局との包括的和解に関わる一時費用である、総額 **59 億 5000 万ユーロ**の影響を受けました。全ての一時項目による影響を除くと、当上半期の株主帰属純利益は **35 億 3500 万ユーロ**に上りました。

当上半期の営業収益は **194 億 8100 万ユーロ**となり、**2013 年度上半期**と比べて **1.4%**の減収でした。当上半期の営業収益には**-1 億 1600 万ユーロ**の一時項目が含まれていたのに対し、前年同期は**+2 億 9900 万ユーロ**の一時項目が含まれていました。特別項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、当上半期の営業収益は前年同期比 **2.7%**の増収でした（事業部門合計では、前年同期比 **1.9%**の増収）。

<sup>1</sup> OCA/DVA による影響は年率換算せず、また、米司法当局との包括的和解に関わる費用の影響を排除するために純利益を修正して算定。

<sup>2</sup> 経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）を考慮し算定した比率。

<sup>3</sup> 今後 Tier 1 資本として算入不能になる項目を、算入可能な項目に置き換えて算定。

当上半期の営業費用は、前年同期と比べて 1.4%増加し 128 億 9900 万ユーロとなりました。なお、特別項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、増加幅は 2.3%となります（事業部門合計では、前年同期比 2.8%の増加）。

営業総利益は当上半期に 65 億 8200 万ユーロとなり、前年同期比 6.5%減少しましたが、特別項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、3.4%増加しました（事業部門合計では、前年同期比 0.3%の増加）。

リスク費用は当上半期に 19 億 3900 万ユーロとなり、前年同期比 0.8%の減少でした。

当上半期の税引前損失は-10 億 5300 万ユーロとなりました（前年同期は税引前利益として 53 億 5800 万ユーロを計上）。特別項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、当上半期の税引前利益は前年同期比 6.0%の増益でした。

以上から、BNP パリバは当上半期に、株主帰属純損失-26 億 4900 万ユーロを計上しました（2013 年度上半期は 33 億 5000 万ユーロの純利益）。一時項目の影響を除くと、当上半期の株主帰属純利益は 35 億 3500 万ユーロに上り、前年同期比 12.3%の増益でした。

\*  
\* \*

## リテールバンキング事業

### 国内市場部門

国内市場部門は全般的に好業績を収めました。預金残高は当四半期に前年同期比 3.8%増加しましたが、なかでもフランス、ベルギーおよびドイツのコータル・コンソースが好調な伸びを示しました。融資残高は、借入需要が低迷し当四半期に 0.8%減少しました。国内市場部門の販売およびマーケティング活動は、以下の分野での商業的成功に反映されています。すなわち、キャッシュマネジメントでは、欧州の SEPA（Single Euro Payment Area：単一ユーロ決済圏）スタンダードへの移行を受けて商機を捉え、また、進行中のデジタルイノベーションでは、とりわけ Hello bank!、e-Wallets およびモバイル決済ソリューションの開発で成功を収めました。

当四半期の営業収益<sup>1</sup>は 39 億 700 万ユーロに上り、前年同期比 0.7%の増収でしたが、これにはプライベート・バンキング部門およびアルバルの好業績が貢献しました。営業費用<sup>1</sup>は当四半期に 24 億 4500 万ユーロとなり、前年同期比-0.6%と若干減少しました。これを受けて国内市場部門で 1.3 ポイントのジョーズ効果が生み出され、引き続き業務効率が改善しました。

当四半期の営業総利益<sup>1</sup>は 14 億 6200 万ユーロに上り、前年同期比 3.1%増加しました。

以上から、イタリアにおけるリスク費用の上昇を考慮し、またプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を、国内市場部門からインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当四半期の税引前利益<sup>2</sup>は 8 億 8700 万ユーロとなり、前年同期比 4.4%の減益でした。

2014 年度上半期全体で、営業収益<sup>1</sup>は 78 億 3600 万ユーロに上り、前年同期比 1.2%の増収となりました。これにはオフバランス貯蓄商品、プライベート・バンキング、およびアルバルの好業績が貢献しました。営業費用<sup>1</sup>は当上半期に 48 億 7000 万ユーロとなり、前年同期から若干減少（-0.1%）したおかげで、国内市場部門で 1.3 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。その結果、営業収益対コスト比率<sup>1</sup>はフランス、イタリア、およびベルギーで改善し、国内市場部門全体では 62.1%へと改善しました（2013 年度上

<sup>1</sup> フランス（PEL/CEL の影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

<sup>2</sup> PEL/CEL の影響を除く。

半期と比べて 0.9 ポイントの低下)。営業総利益<sup>1</sup>は当上半期に 29 億 6600 万ユーロに上り、前年同期比 3.6%増加しました。以上から、イタリアにおけるリスク費用の上昇を考慮し、またプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を、国内市場部門からインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当上半期の税引前利益<sup>2</sup>は 17 億 6200 万ユーロとなり、前年同期比 8.0%の減益となりました。

## フランス国内リテールバンキング (FRB)

フランス国内リテールバンキング (FRB) 部門による事業活動の成果は、預金の好調な伸びに反映され、とりわけ当座預金が牽引し、預金残高は 2013 年度第 2 四半期から 4.7%の伸びを果たしました。一方、融資残高は、借入需要が引き続き低迷したため、前年同期から 1.3%減少しました。FRB の当四半期中の販売およびマーケティング活動は、「*Préférence Client 2016*」計画の導入に表れています。同計画では新たな顧客リレーションモデルを展開しますが、これには 10 項目から成るサービスコミットメント、強化された助言サービス提供能力、新たな支店フォーマットなどが含まれています。プライベート・バンキング部門は、運用資産残高が 810 億ユーロ近くに上り（前年同期比 8.4%の増加）、当四半期に好業績を収めるとともに、フランス国内市場で他社の追従を許さないナンバーワンの地位を確認しました。法人顧客セグメントでは、ファクタリング業務の好調により債権残高は 10.4%の伸びを示し、また、キャッシュマネジメント業務で FRB の市場シェアが拡大しました。

当四半期の営業収益<sup>3</sup>は 17 億 400 万ユーロとなり、前年同期比-0.5%の若干の減収となりました。純利息収入は、当座預金の伸びにより 2.5%増加しました。一方、手数料収入は、フランス銀行法の下、特定の処理に関わる手数料に上限が課されたことが特に影響し、4.7%減少しました。

業務効率が引き続き改善したおかげで、当四半期の営業費用<sup>3</sup>は前年同期比 1.0%減少し、0.5 ポイントの正のジョーズ効果を生み出しました。

営業総利益<sup>3</sup>は当四半期に 6 億 1800 万ユーロとなり、前年同期比 0.5%増加しました。

リスク費用<sup>3</sup>は前年同期から 1500 万ユーロ増加しましたが、融資残高の 29bp 相当で、依然として低水準に抑えられました。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRB の税引前利益<sup>2</sup>は当四半期に 4 億 8400 万ユーロとなり、前年同期比 2.4%の減益でした。

2014 年度上半期全体で、営業収益<sup>3</sup>は前年同期から安定推移しました。当座預金の伸びが貢献して純利息収入が 1.5%増加した一方で、特定の処理に関わる手数料の減少で手数料収入が全体として 2.1%減少したことにより相殺されました。業務効率の継続的な改善のおかげで営業費用<sup>3</sup>が 0.8%減少しました。これを受けて営業総利益<sup>3</sup>が 1.5%増加し、営業収益対コスト比率<sup>3</sup>は 63.3%へと改善しました。リスク費用<sup>3</sup>は、1 件の特定の債権の影響で、前年同期と比べて 4400 万ユーロ増加しましたが、それでも依然として低水準に留まりました。以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRB の税引前利益<sup>2</sup>は当上半期に 9 億 7100 万ユーロとなり、前年同期比 3.2%の減益でした。

<sup>1</sup> フランス (PEL/CEL の影響を除く)、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

<sup>2</sup> PEL/CEL の影響を除く。

<sup>3</sup> PEL/CEL の影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む。



## **BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc)**

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc) の預金残高は、当四半期に前年同期比 7.9%減少しました。その主要因として、法人顧客セグメントの最もコスト高な預金が集中的に減少したことがあります。一方、融資残高は、個人向け貸し出しが堅調であったものの、法人顧客セグメントで引き続き借入需要が低迷したことから、前年同期比 2.3%減少しました。生命保険およびミューチュアルファンド部門では、高い資金流入がありました。BNL bc の商品開発方針は、新たな決済およびクレジットカード商品の成功に反映され、2014 年上半期中のカード発行枚数は、ネットベースで前年同期の 2 倍になりました。

当四半期の営業収益<sup>1</sup> は前年同期と比べて若干の増収 (+0.1%) を果たし、8 億 1200 万ユーロとなりました。純利息収入は、融資残高の減少によるマイナス影響を、預金の構造変化によるプラス効果が上回ったことから、1.1%増加しました。手数料収入は、オフバランス貯蓄商品が好調であったものの、融資に関わる手数料の減少で、当四半期は 1.8%減少しました。

営業費用<sup>1</sup> は、コスト削減努力が奏功し、前年同期比 0.5%減少し 4 億 3900 万ユーロとなったことから、0.6 ポイントの正のジョーズ効果を生み出しました。

営業総利益<sup>1</sup> は 3 億 7300 万ユーロとなり、前年同期比 0.8%の増加でした。

リスク費用<sup>1</sup> は、当四半期に融資残高の 185bp 相当となり、2013 年度第 2 四半期と比べて 6900 万ユーロ増加しました。イタリアでの依然として厳しい経済環境がこれに影響していましたが、それでも 2014 年度第 1 四半期からは安定推移しました。

従って、BNL bc は、引き続きビジネスモデルを経済環境に適応させる努力をしました。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bc の税引前利益は当四半期に前年同期比 98.6%の減益となりました。

**2014 年度上半期全体で**、営業収益<sup>1</sup> は、前年同期比 0.1%の増収となりました。純利息収入は、前年同期比 1.2%増加しました。これは、融資残高の減少によるマイナス影響や、オフバランス貯蓄商品の好調にも関わらず手数料収入がクレジット手数料の低迷で減少しましたが、これらを打ち消すかたちで預金の構造変化によるプラス効果が発揮されたことによるものです。営業費用<sup>1</sup> は、前年同期比 0.9%減少したことにより、1.0 ポイントの正のジョーズ効果が生み出され、その結果、営業収益対コスト比率<sup>1</sup> は 53.4%へとさらに改善しました。ただし、当上半期にリスク費用<sup>1</sup> は前年同期比 23.2%増加しました。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bc の税引前利益は当上半期に 1700 万ユーロとなり、前年同期比 88.6%の減益となりました。

## **ベルギー国内リテールバンキング (BRB)**

ベルギー国内リテールバンキング (BRB) は、当四半期も活発な販売およびマーケティング活動を展開しました。預金残高は 2013 年度第 2 四半期から 5.5%増加しましたが、とりわけ当座預金および普通預金の高い伸びがこれに貢献しました。融資残高は、当四半期に 1.3%増加しました。特に個人向け貸出が伸びたことに加え、中小企業 (SME) 向け融資が底堅く推移したことが寄与しました。BRB はまた、デジタルバンキング業務の開発を継続した結果、iPhone/iPad および Android 向け Easy Banking のアプリのダウンロード数が、2012 年中盤の導入以来、800,000 件近くに上る快挙を遂げました。

当四半期の営業収益<sup>2</sup> は、前年同期比 2.1%増加し、8 億 2200 万ユーロとなりました。純利息収入は融資の伸びが貢献して増加し、また、手数料収入も若干の増加を果たしました。

<sup>1</sup> イタリア国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

<sup>2</sup> ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

営業費用<sup>1</sup>は当四半期に前年同期比 1.0%減少しました。システミックリスク税引き上げによる影響はあったものの、従業員や支店網を新たな環境に適応させたことが奏功しました。その結果、BRB の業務効率は Bank for the Future 計画に沿って引き続き改善し、当四半期の営業総利益<sup>1</sup>は 11.9%の大幅増となり、2億 1600万ユーロに上りました。

リスク費用<sup>1</sup>は、前年同期と比べて 2800万ユーロ減少し、融資残高の 7bp 相当で、とりわけ低い水準となりました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRB の税引前利益は当四半期に 1億 8600万ユーロに上り、前年同期比 31.0%の大幅増益を果たしました。これは当四半期における BRB の業績が極めて好調であったことを反映しています。

**2014年度上半期全体で、営業収益<sup>1</sup>は前年同期比 2.5%<sup>2</sup>の増収となりました。**これには、融資の伸びを受けて純利息収入が 2.6%<sup>2</sup>増加したことに加え、クレジット手数料の好調により手数料収入が 2.4%<sup>2</sup>増加したことが貢献しました。営業費用<sup>1</sup>は、システミックリスク税引き上げの影響にも関わらず、コスト抑制努力が奏功したことから、当上半期は 0.3%<sup>2</sup>の若干の増加に留まりました。その結果、2.2ポイントの正のジョーズ効果が生み出され、営業収益対コスト比率<sup>1</sup>は当上半期に 72.6%へと改善しました。これらを受けて、営業総利益<sup>1</sup>は前年同期比 9.0%<sup>2</sup>増加しました。リスク費用<sup>1</sup>は前年同期からほぼ横ばいで推移しました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRB の税引前利益は当上半期に 3億 5700万ユーロに上り、前年同期比 7.2%<sup>2</sup>の増益を果たしました。

**ルクセンブルク国内リテールバンキング：** 融資残高は、法人顧客セグメントで減少したものの、住宅ローンの高い伸びに支えられて、前年同期比 1.6%増加しました。預金残高は、キャッシュマネジメント業務の開発に伴い法人顧客セグメントで高い資金流入があったことから、当四半期に 3.4%増加しました。

**個人投資家部門：** 運用資産残高は、当四半期に前年同期比 13.6%増加しましたが、これには運用パフォーマンス効果に加え、活発な販売およびマーケティング活動が貢献しました。一方で、仲介業務は前年同期比 9.1%の減少でした。預金残高は、新規顧客の順調な増加とドイツにおける Hello bank! の展開の好調から、当四半期に前年同期比+16.4%の大幅増となりました。

**アルバル：** 当四半期のアルバルの業績は、ファイナンスリース・フリートの増加（前年同期比+2.1%<sup>3</sup>）および発注件数の増加を受けて、好調に推移しました。連結ベースのリース資産残高は、前年同期比 3.1%<sup>3</sup>増加しました。営業収益は、引き続き中古車価格の上昇に支えられて、前年同期と比べて増収となりました。確かなコスト管理のおかげで、営業収益対コスト比率は前年同期から大幅に改善しました。

**リーシング・ソリューションズ：** リース資産残高は、ノンコア資産の継続的な削減にも関わらず、当四半期に若干増加しました（前年同期比+0.3%<sup>2</sup>）。営業収益は、リース資産の増加に加え、取引の収益性を重視する選択的な方針の結果、当四半期に増収となりました。コスト管理努力が奏功し、営業収益対コスト比率は若干の改善を果たしました。

全体では、関連会社からの収益貢献が低迷したこともあり、これら 4つの業務部門による国内市場部門の税引前利益への貢献は、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当四半期に前年同期比 -0.4%<sup>3</sup>と僅かに減少し、2億 1600万ユーロとなりました。

<sup>1</sup> ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

<sup>2</sup> 連結範囲変更による影響を除く。

<sup>3</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

2014年度上半期全体で、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、これら4つの業務部門による国内市場部門の税引前利益への貢献は、合計で4億1700万ユーロとなり、2013年度上半期と比べて2.2%<sup>1</sup>減少しました。

\*  
\* \*

## 欧州・地中海沿岸諸国

当四半期に預金残高は、2013年度第2四半期と比べて11.1%<sup>1</sup>増加しました。しかも、ほとんどの国で預金残高が増加し、とりわけトルコの伸びが顕著でした。融資残高は11.3%<sup>1</sup>増加し、特にトルコがこれを牽引しました。積極的な販売およびマーケティング活動の結果、キャッシュマネジメント業務およびプライベート・バンキング業務の開発が進みました。なかでもトルコで運用資産残高が大幅増となり、2013年6月末現在の水準から34%<sup>1</sup>増加し、35億ユーロとなりました。

当四半期の営業収益<sup>2</sup>は4億8900万ユーロに上り、前年同期比2.7%<sup>1</sup>の増収となりました。なお、いずれも2013年第3四半期の序盤から、トルコで当座借越しの課金に関する新規制が導入され、またアルジェリアでは為替手数料に関する規制が実施されましたが、これらの影響（当四半期の営業収益の逸失は約3700万ユーロ）を除くと、当四半期の営業収益は、全ての国で増収となり、前年同期比9.7%<sup>1</sup>増加しました。

営業費用<sup>2</sup>は当四半期に前年同期比6.7%<sup>1</sup>増加し、3億4800万ユーロとなりました。これには特に2013年度に実施されたトルコの支店網の拡充が影響していました（2013年度第2四半期以降、15支店を開設）。

リスク費用<sup>2</sup>は、前年同期から1200万ユーロ減少し、当四半期は5000万ユーロで融資残高の72bp相当となりました。

以上から、トルコのプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国の税引前利益は当四半期に1億1900万ユーロとなり、前年同期比4.3%<sup>1</sup>の減益でした。

2014年度上半期全体で、営業収益<sup>2</sup>は0.2%<sup>1</sup>の微増でした。なお、2013年第3四半期序盤から実施されたアルジェリアおよびトルコでの規制変更の影響を除くと、増収幅は7.3%<sup>1</sup>となります。営業費用<sup>2</sup>は、トルコで2013年度に支店網を拡充したことが特に影響し、当上半期に6.0%<sup>1</sup>増加しました。営業収益対コスト比率<sup>2</sup>は当上半期に72.7%となり、前年同期と比べて4ポイント<sup>1</sup>上昇しました。当上半期のリスク費用は、東欧で発生した非常事態を受けて設定したポートフォリオ引当金の影響<sup>3</sup>を含むため、前年同期比27.8%<sup>1</sup>増加しました。以上から、当上半期の税引前利益は1億5600万ユーロとなり、前年同期比27.8%<sup>1</sup>の減益でした。

## バンクウエスト

バンクウエストの業績には、当四半期中の積極的な事業活動が反映されています。預金残高は、当座預金および普通預金の順調な伸びが牽引し、前年同期比6.4%<sup>1</sup>増加しました。融資残高は、法人向け融資および消費者ローンの伸びが当四半期も持続し、前年同期比6.0%<sup>1</sup>増加しました。バンクウエストはまた、プライベート・バンキング業務の開発を押し進めた結果、運用資産残高は2014年6月末現在で79億米ドルに上りました（2013年6月末の水準から32%の増加）。

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>2</sup> トルコのプライベート・バンキングの100%を含む。

<sup>3</sup> 引当金取崩し後のネットベース。

営業収益<sup>1</sup>は当四半期に5億3700万ユーロに上り、2013年度第2四半期と比べて1.2%<sup>2</sup>の増収でした。これには取引量が膨らんだ一方で、金利水準が不利に働いたことが影響していました。

当四半期の営業費用<sup>1</sup>は3億4200万ユーロとなり、前年同期比3.7%<sup>2</sup>増加しました。その要因として、規制コストが上昇したこと（特に包括的資本分析およびレビュー（CCAR : Comprehensive Capital Analysis and Review）による影響）に加え、業務体制の強化（プライベート・バンキング部門）への投資が嵩んだことがあります。一方、支店網の合理化（過去1年間で34支店を閉鎖）によるコスト節減効果がこれを一部相殺しました。

リスク費用<sup>1</sup>は当四半期も低水準に留まり（融資残高の15bp相当）、また、2013年度第2四半期からほぼ横ばいでした（400万ユーロの増加）。

以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、バンクウェストの税引前利益は当四半期に1億7800万ユーロとなり、前年同期比6.0%<sup>2</sup>の減益でした。

2014年度上半期全体で、営業収益<sup>1</sup>は、不利な金利環境および貸付債権売却益の減少から、前年同期比1.7%<sup>2</sup>の減収となりました。営業費用<sup>1</sup>は当上半期に4.0%<sup>2</sup>増加しました。その要因として、2013年後半から規制コストが上昇したことに加え、業務体制の強化に関わる投資が嵩んだことがあります。その一方で支店網の合理化がこれを一部相殺しました。その結果、営業収益対コスト比率<sup>1</sup>は当上半期に3.6ポイント<sup>2</sup>上昇し、65.7%となりました。リスク費用が大幅に減少したおかげで（前年同期比-25.1%<sup>2</sup>）、税引前利益は3億3400万ユーロとなり、前年同期比10.2%<sup>2</sup>の減益でした。

## パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンス部門の当四半期における販売およびマーケティング活動の成果は、融資残高が前年同期比3.6%<sup>2</sup>増加し455億ユーロに上ったことに表れています。当部門の事業開発はまた、LaSerに対する出資比率を2014年7月25日現在で100%に高めたことにも反映されています。かかる取引は、ギャラリー・ファライエットが保有していた50%持分に対するプットオプションを行使した際に実行されました。これによりパーソナル・ファイナンスは、フランス国内で特化型事業としてNo. 1の地位を獲得しました。当業務部門はまた、ドイツのコメルツバンクと2020年までの戦略的提携関係を更新したことで、ユーロ圏最大の消費者金融市場における継続的な発展の支えとなるでしょう。

当四半期の営業収益は前年同期比0.6%<sup>2</sup>増加し、9億2600万ユーロとなりました（一時項目を排除すると、前年同期比1.4%<sup>2</sup>の増収）。当四半期の事業の成長は、事業開発計画に沿ったものであり、また融資残高は全ての地域において増加し、とりわけドイツ、ベルギーおよび中欧の伸びが顕著でした。

当四半期の営業費用は前年同期比1.5%<sup>2</sup>増加しましたが、これは事業の拡大に相応するものでした。

リスク費用は当四半期に前年同期比12.7%<sup>2</sup>減少し、融資残高の217bp相当となりました。

以上から、当四半期にパーソナル・ファイナンスの税引前利益は前年同期比18.2%<sup>2</sup>の大幅増益となり、2億6300万ユーロに上りました。

<sup>1</sup> 米国プライベート・バンキングの100%を含む。

<sup>2</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

2014 年度上半期全体で、営業収益は前年同期比 1.1%<sup>1</sup> 増加しました。ドイツ、ベルギーおよび中欧における高い伸びが営業収益を牽引し、また、フランスでの若干の増加も貢献しました。営業費用は、事業の成長に対応するかたちで前年同期比 1.0%<sup>1</sup> 増加し、営業収益対コスト比率は当上半期に 47.1% となりました。リスク費用が 2013 年度上半期と比べて 5.7%<sup>1</sup> 減少したことを受けて、税引前利益は当上半期に 4 億 9400 万ユーロに上り、前年同期比 11.2%<sup>1</sup> の増益を果たしました。

\*  
\* \*

## インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業は、当四半期に保険部門および証券管理部門が牽引し、全般的に好業績を収めました。

運用資産残高<sup>2</sup> は、2014 年 6 月末現在で 8830 億ユーロに上り、2013 年 6 月末の水準から 5.2% 増加しました。また運用資産残高は、2013 年 12 月末との比較では 3.5% (290 億ユーロ) 増加しましたが、これにはとりわけ株式相場の動向と金利環境が有利に働いたことで、267 億ユーロ相当の運用パフォーマンス効果が貢献しました。2014 年度上半期における純資金流入は、全体で 16 億ユーロに上りました。これを部門別にみると以下ようになります。資産運用部門では若干の純資金流出でした（ただし、債券ファンドは純資金流入）。富裕層向け資産運用部門では、特にアジア、フランスおよびイタリアが健闘したものの、資金流入は限定的でした。保険部門では、とりわけイタリア、フランスおよびアジアが牽引し、高水準の資金流入がありました。

2014 年 6 月末現在、インベストメント・ソリューションズ事業の運用資産残高<sup>2</sup> の内訳は、以下のとおりでした：資産運用部門は 3800 億ユーロ；富裕層向け資産運用部門は 2950 億ユーロ；保険部門は 1900 億ユーロ；不動産管理部門は 190 億ユーロ。

さらに、証券管理部門は当四半期も事業開発を押し進めました。スペインではバンコ・ポピュラーの預託銀行業務（約 130 億ユーロの預託資産）を買収しました。また、数多くの商業的成功を収めました。なかでもジェネラリグループの欧州における資産（約 1800 億ユーロ）について、カストディおよび管理契約を獲得したことは特筆に値します。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、当四半期に 16 億 6000 万ユーロに上り、前年同期比 5.0%<sup>1</sup> の増収となりました。これを部門別にみると以下ようになります。保険部門の営業収益は、フランスおよびイタリアでの順調な伸びに加え、海外の保障保険の高い伸びにも支えられて、当四半期に 8.1%<sup>1</sup> の増収となりました。富裕層向けおよび資産運用部門の営業収益は、不動産管理部門および資産運用部門の伸びが寄与し、当四半期に 2.3%<sup>1</sup> の増収となりました。さらに、証券管理部門の営業収益は、証券取引の増加に加え、カストディ資産の残高増に伴い、当四半期に 5.9%<sup>1</sup> の増収を果たしました。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業費用は、当四半期に 11 億 500 万ユーロとなり、前年同期比 3.7%<sup>1</sup> 増加しました。これを部門別にみると以下ようになります。保険部門では、海外事業の継続的な成長に伴い、営業費用は 6.8%<sup>1</sup> 増加しました。富裕層向けおよび資産運用部門では、事業開発投資（富裕層向け業務、および資産運用業務）の影響で 3.0%<sup>1</sup> 増加しました。証券管理部門では、事業の成長に伴い営業費用が 2.4%<sup>1</sup> 増加しました。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業総利益は、当四半期に 5 億 5500 万ユーロに上り、前年同期比 7.6%<sup>1</sup> 増加しました。

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>2</sup> 外部顧客のためのアドバイザー契約資産および分配金を含む。

以上より、国内市場部門、トルコおよび米国から、プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を配分された後、インベストメント・ソリューションズ事業の税引前利益は、前年同期比9.2%<sup>1</sup>増加し6億300万ユーロに上りました。

2014年度上半期全体で、インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、前年同期比3.9%<sup>1</sup>増加しました。その牽引役として、証券管理部門の営業収益が8.6%<sup>1</sup>増加し、また、保険部門の営業収益が5.2%<sup>1</sup>増加したことが挙げられます。富裕層向けおよび資産運用部門の営業収益は、当上半期に+0.5%<sup>1</sup>で、若干の増加でした。営業費用は、以下の要因から前年同期比3.0%<sup>1</sup>増加しました。事業の拡大に伴い営業費用は、保険部門で4.0%<sup>1</sup>増加し、また証券管理部門で2.9%<sup>1</sup>増加しました。事業開発投資（アジア地域、資産運用部門、および不動産管理部門）に起因して、富裕層向けおよび資産運用部門で営業費用が2.6%<sup>1</sup>増加しました。これらを受けて、営業収益対コスト比率は、当上半期に0.6ポイント<sup>1</sup>低下し67.3%となりました。以上より、国内市場部門、トルコおよび米国から、プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を配分された後、インベストメント・ソリューションズ事業の税引前利益は、当上半期に11億4800万ユーロに上り、前年同期比6.2%<sup>1</sup>の増益を果たしました。

\*  
\* \*

## コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業

コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業は、当四半期に全般的に好業績を収めました。営業収益は前年同期比+14.6%<sup>3</sup>の大幅増となり、23億9800万ユーロ<sup>2</sup>に上りました。デリバティブ評価のために導入した調達評価調整（FVA : Funding Valuation Adjustment）は、フィクスト・インカム業務の営業収益に対して、-1億6600万ユーロの一過性の影響を及ぼしています。

アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務の営業収益は、当四半期に15億3900万ユーロ<sup>2</sup>に上り、前年同期比22.4%<sup>3</sup>の大幅増となりました。これには、ECB（欧州中央銀行）の政策発表を受けて欧州市場が強気優勢の地合いに転じたことが影響していました。バリュエーション・アット・リスク（VaR）は、当四半期も極めて低い水準に留まりました（3600万ユーロ）。

フィクスト・インカム業務の営業収益は、当四半期に9億8600万ユーロ<sup>2</sup>に上り、前年同期から大幅増となりました（2013年度第2四半期の比較ベースが低かったこともあり、22.1%<sup>3</sup>の増加）。当四半期の増収要因として、金利およびクレジット業務が好調であったことに加え、為替業務が伸びたこと（特にアジア地域）が挙げられます。債券発行業務は底堅く推移しました。フィクスト・インカム部門は、ユーロ建て社債で第1位を獲得するとともに、全通貨建て全国際社債で第8位につけました。

株式およびアドバイザリー業務の営業収益は、当四半期に5億5300万ユーロに上り、前年同期比22.9%<sup>1</sup>の大幅増となりました。増収要因として、株式デリバティブが、フロー業務および仕組商品の両方で高い伸びを維持したことがありました。ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドからデリバティブ・ポートフォリオの最初の移管がありましたが、これによる影響は现阶段では軽微です。企業の合併・買収（M&A）業務および株式発行業務は成長を遂げています。当業務部門は、2014年上半期に、EMEA地域<sup>4</sup>におけるエクイティリンク債の発行業務で第1位を獲得しました。

コーポレートバンキング業務の営業収益は、前年同期比2.9%<sup>1</sup>増加し、8億5900万ユーロに上りました。アジアパシフィック地域での伸びがこれを牽引しました（トレードファイナンス業務が成長し、また手数料収入も高水準で推移）。米州からの営業収益も増加を示した一方で、EMEA地域は、景気の低迷とエネルギーおよびコモディティ分野の減速を反映し、収益は軟調でした。融資残高は、アジアおよび米州で増加したものの欧州では減少した結果、当四半期に1070億ユーロとなり、2014年度第1四半期から安定推移しました。国際キャッシュマネジメント業務で新たに複数の大型マンドートを獲得したことも貢献し、預金残高は

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>2</sup> 調達評価調整(FVA)導入による影響を除く。

<sup>3</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、また、FVA導入による影響を除く。

<sup>4</sup> 欧州、中東、アフリカ地域。

当四半期に 730 億ユーロに上り、前年同期と比べて 16%の大幅増となりました。手数料収入は前年同期比 5.0%増加しました。当業務部門は、EMEA 地域におけるシンジケートローンで No. 1 ブックランナーの地位を確認するとともに、メディア・テレコム、金属・鉱業、およびユーティリティ・エネルギー分野において主要な地位を占めました。

CIB の営業費用は、当四半期に 15 億 5000 万ユーロとなり、前年同期比 11.9%<sup>1</sup> 増加しました。その要因として、アドバイザーおよびキャピタル・マーケット業務の成長、事業開発投資の継続、および 2014-2015 年の期間に及ぶ適応費用の暫定計上（当四半期は 1000 万ユーロで、CCAR の導入を始めとする新規制に関わるコストが主に影響）が挙げられます。

CIB のリスク費用は当四半期に 4000 万ユーロとなり、前年同期比 80.3%<sup>1</sup> 減少しました。これには、コーポレートバンキング業務のリスク費用が当四半期に低水準に留まり（融資残高の 20bp 相当）、アドバイザーおよびキャピタル・マーケット業務では貸倒引当金戻入益が計上されたことが影響していました。

以上から、CIB の税引前利益は当四半期に 6 億 6100 万ユーロに上り、前年同期比 28.3%<sup>1</sup> の大幅増益を果たしました。

2014 年度上半期全体で、CIB の営業収益は前年同期比 4.8%<sup>2</sup> 増加し、47 億 3500 万ユーロ<sup>3</sup> に上りました。アドバイザーおよびキャピタル・マーケット業務の営業収益は、当上半期に 6.8%<sup>2</sup> 増加しました。これには株式およびアドバイザー業務で全ての業務セグメントに渡り高い伸び（+35.2%<sup>1</sup>）を果たしたことが貢献しており、フィクスト・インカム業務の穏やかな減収（-4.7%<sup>2</sup>）による影響を打ち消しました。コーポレートバンキング業務の営業収益は微増でした（+1.0%<sup>1</sup>）。営業費用は当上半期に 7.1%<sup>1</sup> 増加しました。これには、アドバイザーおよびキャピタル・マーケット業務の成長に伴うコストの増加、事業開発投資の継続による費用、さらには 2014-2015 年の期間に及ぶ適応費用の暫定計上が影響していました。なお、かかる暫定的な適応費用には、新規制の実施や、新設のバックオフィスおよび IT システムの始動に関わる追加費用などが含まれ、2014 年度上半期には 2500 万ユーロが計上されました。リスク費用は、当上半期に 1 億 3600 万ユーロとなり、前年同期の 2 億 8600 万ユーロから激減しました。以上から、当上半期の税引前利益は 12 億 8400 万ユーロとなり、前年同期比 1.6%<sup>1</sup> の減益でした。

\*  
\* \*

## コーポレート・センター

コーポレート・センターの営業収益は、当四半期に-4900 万ユーロとなりましたが、これに対し前年同期の営業収益は+2 億 900 万ユーロでした。当四半期の営業収益には、特に以下の要因が含まれています：自己負債の再評価に関わる修正額（OCA）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（DVA）が合計で-1 億 8700 万ユーロのマイナス要因（前年同期は-6800 万ユーロのマイナス要因）；BNP パリバ・プリンシパル・インベストメンツによる高い貢献に加え、株式投資ポートフォリオからの収入がありました。中央銀行預け金は、引き続き営業収益に対する負担要因となっています。なお、2013 年度第 2 四半期におけるコーポレート・センターの営業収益には、+2 億 1800 万ユーロに上るロイヤル・パーク・インベストメンツの資産売却益が含まれていました。

営業費用は、当四半期に 3 億 5100 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 2 億 1100 万ユーロでした。当四半期の営業費用の主な項目として、Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 1 億 9800 万ユーロがありました（前年同期は 7400 万ユーロ）。

当四半期のリスク費用は、相殺後で+800 万ユーロの貸倒引当金戻入益となりました（前年同期のリスク費用は僅少）。

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>2</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、また、FVA 導入による影響を除く。

<sup>3</sup> FVA 導入による影響（-1 億 6600 万ユーロ）を除く。

特定のドル資金決済に関わる協議の末、米司法当局との包括的和解を受けて、グループは当四半期に総額 59 億 5000 万ユーロの一時費用を計上しました（内訳は、罰金に充当するために 57 億 5000 万ユーロ、および、是正計画に関わる将来の費用に備えて 2 億ユーロ）。

営業外損益は、当四半期に 3500 万ユーロとなり、これに対し前年同期は-1300 万ユーロでした。なお、前年同期の営業外損益には、BNP パリバ・エジプトの売却に伴い計上された為替差損-3000 万ユーロが含まれていました。

以上から、コーポレート・センターの税引前損失は当四半期に-63 億 700 万ユーロとなり、これに対し前年同期は -1300 万ユーロでした。

2014 年度上半期全体で、コーポレート・センターの営業収益は+2 億 6600 万ユーロとなり、これに対し前年同期は+3 億 5400 万ユーロでした。当上半期の営業収益には以下の要因が含まれています：自己負債の再評価に関わる修正額（OCA）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（DVA）が合計で-2 億 5100 万ユーロのマイナス要因（前年同期は+8100 万ユーロのプラス要因）；投資有価証券の売却による特別利益が 3 億 100 万ユーロ；BNP パリバ・プリンシパル・インベストメンツによる高い貢献に加え、株式投資ポートフォリオからの収入；および、中央銀行預け金に関わる負担です。なお、2013 年度上半期において、コーポレート・センターの営業収益には、+2 億 1800 万ユーロに上るロイヤル・パーク・インベストメンツの資産売却益も含まれていました。

コーポレート・センターの営業費用は当上半期に 5 億 7700 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 5 億 2000 万ユーロでした。当上半期の営業費用には Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 3 億 4000 万ユーロが含まれていました（前年同期は 2 億 2900 万ユーロ）。

リスク費用は当上半期に-1200 万ユーロとなりました（前年同期は-700 万ユーロ）。

特定のドル資金決済に関わる協議の末、米司法当局との包括的和解を受けて、グループは 2014 年度第 2 四半期に 59 億 5000 万ユーロの一時費用を計上しました（内訳は、罰金に充当するために 57 億 5000 万ユーロ、および、是正計画に関わる将来の費用に備えて 2 億ユーロ）。

営業外損益は当上半期に 4700 万ユーロの利益となり、これに対し前年同期は-7900 万ユーロでした。なお、前年同期の営業外損益には、BNP パリバ・エジプトの売却に伴い計上された為替差損-3000 万ユーロに加え、関連会社に関わる減損処理による一時的な影響が含まれていました。

以上から、コーポレート・センターの税引前損失は、当上半期に-62 億 2600 万ユーロとなり、これに対し前年同期は-2 億 5200 万ユーロの損失でした。

\*  
\* \*

## 財務構造

BNP パリバグループは、盤石なバランスシートを有しています。

バーゼル 3 基準全面適用のエクイティ Tier 1 比率<sup>1</sup>は、2014 年 3 月末の水準から 60 bp 低下し 2014 年 6 月末現在で 10.0%となりました。その主な要因は、米司法当局との包括的和解に関わる費用（-100bp）；当

<sup>1</sup> 経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）規則を考慮し算定した比率。



四半期の留保利益<sup>1</sup> (+30bp) (1株当たり 1.50 ユーロの年間配当金を考慮後) ; 再評価準備金の上昇 (+10bp) が挙げられます。

バーゼル 3 基準全面適用のレバレッジレシオ<sup>2</sup>は、Tier 1 資本全体<sup>3</sup>に基づき算定すると、2014 年 6 月末現在で 3.5%を達成していました。

即時利用可能な余剰資金は、2014 年 6 月末現在で 2440 億ユーロに上りました (対して、2013 年 12 月末の水準は 2470 億ユーロ)。これは短期資金調達との関係で、1 年以上の余裕資金があることを意味します。

さらに、グループは 2014 年度の中長期資金調達計画を既に完了しています。

\*  
\* \*

以上の決算内容について、ジャン＝ローラン・ボナフェ最高経営責任者は、次のように述べています。

*「BNP パリバグループの当四半期の業績には、米司法当局との包括的和解に関わる一時費用が極めて重大な影響を及ぼしています。当グループはこれに関わる過去の出来事から重要な教訓を学んだ上で、内部統制の大幅な強化を実施しているところです。*

*かかる一時費用を除くと、BNP パリバグループは当四半期に好業績を収め、株主帰属純利益は 19 億ユーロに上りました。*

*当四半期の好業績は、事業部門の営業収益が順調に伸びたことに加え、営業費用およびリスク費用の継続的な抑制努力が奏功したことで達成されました。何よりも、BNP パリバの全従業員による献身的努力とお客様の信頼によって、このような好業績が可能となりました。*

*グループのバランスシートは、高い自己資本比率と潤沢な余剰資金に裏打ちされ、盤石な状態にあります。BNP パリバは、世界各国の顧客のニーズに応えながら、実体経済への資金供給で積極的な役割を果たすと同時に、未来の銀行としての体制を整えています。」*

<sup>1</sup> 米司法当局との包括的和解に関わる費用を除く。

<sup>2</sup> 経過措置なしで全ての資本要求指令 4 (CRD4) 規則を考慮し算定した比率

<sup>3</sup> 今後 Tier 1 資本として算入不能になる項目を、算入可能な項目に置き換えて算定した Tier 1 資本。

## 連結損益計算書

(単位：百万ユーロ)	2Q14	2Q13	2Q14 / 2Q13	1Q14	2Q14/ 1Q14	1H14	1H13	1H14 / 1H13
営業収益	9,568	9,789	-2.3%	9,913	-3.5%	19,481	19,761	-1.4%
営業費用および減価償却費	-6,517	-6,251	+4.3%	-6,382	+2.1%	-12,899	-12,721	+1.4%
営業総利益	3,051	3,538	-13.8%	3,531	-13.6%	6,582	7,040	-6.5%
リスク費用	-855	-1,044	-18.1%	-1,084	-21.1%	-1,939	-1,955	-0.8%
米司法当局との包括的和解に関わる費用	-5,950	0	n.s.	0	n.s.	-5,950	0	n.s.
営業利益	-3,754	2,494	n.s.	2,447	n.s.	-1,307	5,085	n.s.
関連会社損益	138	107	+29.0%	107	+29.0%	245	142	+72.5%
その他営業外項目	16	112	-85.7%	-7	n.s.	9	131	-93.1%
営業外損益	154	219	-29.7%	100	+54.0%	254	273	-7.0%
税引前利益	-3,600	2,713	n.s.	2,547	n.s.	-1,053	5,358	n.s.
法人税	-621	-757	-18.0%	-803	-22.7%	-1,424	-1,585	-10.2%
少数株主帰属純利益	-96	-191	-49.7%	-76	+26.3%	-172	-423	-59.3%
株主帰属純利益	-4,317	1,765	n.s.	1,668	n.s.	-2,649	3,350	n.s.
営業収益対コスト比率	68.1%	63.9%	+4.2 pt	64.4%	+3.7 pt	66.2%	64.4%	+1.8 pt

2014 年度決算報告との比較可能性を確保するために、TEB (トルコ・エコノミ・バンク) グループに対して 2013 年度を通して全部連結を適用していたとみなす、2013 年度の見積財務諸表が作成されています。本資料には、修正再表示された 2013 年度四半期決算報告が含まれています。TEB について、持分法ではなく全部連結を適用することによる相違は、下記の四半期損益計算書で開示されています。

## TEB について持分法から全部連結への変更によるグループの 2013 年度第 2 四半期および 2013 年度上半期業績への影響

(単位：百万ユーロ)	2Q13 修正後 (*) TEB に 持分法を適用	TEB について 持分法から 全部連結への変更 による影響	2Q13 修正後 (*) TEB に 全部連結を適用	1H13 修正後 (*) TEB に 持分法を適用	TEB について 持分法から 全部連結への変更 による影響	1H13 修正後 (*) TEB に 全部連結を適用
営業収益	9,474	315	9,789	19,133	628	19,761
営業費用および減価償却費	-6,080	-171	-6,251	-12,387	-334	-12,721
営業総利益	3,394	144	3,538	6,746	294	7,040
リスク費用	-1,014	-30	-1,044	-1,871	-84	-1,955
営業利益	2,380	114	2,494	4,875	210	5,085
関連会社損益	172	-65	107	261	-119	142
その他営業外項目	112	0	112	131	0	131
営業外損益	284	-65	219	392	-119	273
税引前利益	2,664	49	2,713	5,267	91	5,358
法人税	-736	-21	-757	-1,545	-40	-1,585
少数株主帰属純利益	-163	-28	-191	-372	-51	-423
株主帰属純利益	1,765	0	1,765	3,350	0	3,350

(\*) IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号、および改訂 IAS 第 32 号の会計基準の適用により修正再表示済み。

BNP パリバの 2014 年度第 2 四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリース、およびこれに添付したプレゼンテーション資料に含まれています。

法令上要求される開示情報は全て、登録書類を含めて、<http://invest.bnpparibas.com> の「Results (業績)」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁 (Autorité des Marchés Financiers) の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバが公表しています。

## 2014年度第2四半期 - コア事業部門別業績

(単位：百万ユーロ)		リテール	インベスト	コーポレート	事業部門	その他業務	グループ合計
		バンキング	メント・ソリュー	バンキング・			
		事業	ションズ事業	投資銀行	合計		
<b>営業収益</b>		<b>5,725</b>	<b>1,660</b>	<b>2,232</b>	<b>9,617</b>	<b>-49</b>	<b>9,568</b>
	対前年同期比	-2.5%	+4.2%	+5.6%	+0.4%	n.s.	-2.3%
	対前四半期比	+0.8%	+5.1%	-4.5%	+0.2%	n.s.	-3.5%
営業費用および減価償却費		<b>-3,511</b>	<b>-1,105</b>	<b>-1,550</b>	<b>-6,166</b>	<b>-351</b>	<b>-6,517</b>
	対前年同期比	-1.6%	+3.5%	+10.3%	+2.1%	+66.4%	+4.3%
	対前四半期比	+1.1%	+2.8%	-3.6%	+0.2%	+55.3%	+2.1%
<b>営業総利益</b>		<b>2,214</b>	<b>555</b>	<b>682</b>	<b>3,451</b>	<b>-400</b>	<b>3,051</b>
	対前年同期比	-4.0%	+5.7%	-3.8%	-2.5%	n.s.	-13.8%
	対前四半期比	+0.2%	+10.1%	-6.4%	+0.3%	n.s.	-13.6%
リスク費用		<b>-820</b>	<b>-3</b>	<b>-40</b>	<b>-863</b>	<b>8</b>	<b>-855</b>
	対前年同期比	-0.7%	-78.6%	-80.6%	-17.5%	n.s.	-18.1%
	対前四半期比	-14.8%	-50.0%	-58.3%	-18.9%	n.s.	-21.1%
米司法当局との包括的和解に関わる費用		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-5,950</b>	<b>-5,950</b>
	対前年同期比	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
	対前四半期比	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
<b>営業利益</b>		<b>1,394</b>	<b>552</b>	<b>642</b>	<b>2,588</b>	<b>-6,342</b>	<b>-3,754</b>
	対前年同期比	-5.8%	+8.0%	+27.6%	+3.8%	n.s.	n.s.
	対前四半期比	+11.8%	+10.8%	+1.4%	+8.8%	n.s.	n.s.
関連会社損益		<b>40</b>	<b>50</b>	<b>25</b>	<b>115</b>	<b>23</b>	<b>138</b>
その他営業外項目		<b>9</b>	<b>1</b>	<b>-6</b>	<b>4</b>	<b>12</b>	<b>16</b>
<b>税引前利益</b>		<b>1,443</b>	<b>603</b>	<b>661</b>	<b>2,707</b>	<b>-6,307</b>	<b>-3,600</b>
	対前年同期比	-13.0%	+7.1%	+31.2%	-0.7%	n.s.	n.s.
	対前四半期比	+11.2%	+10.6%	+6.1%	+9.8%	n.s.	n.s.

(単位：百万ユーロ)		リテール	インベスト	コーポレート	事業部門	その他業務	グループ合計
		バンキング	メント・ソリュー	バンキング・			
		事業	ションズ事業	投資銀行	合計		
<b>営業収益</b>		<b>5,725</b>	<b>1,660</b>	<b>2,232</b>	<b>9,617</b>	<b>-49</b>	<b>9,568</b>
	前年同期	5,873	1,593	2,114	9,580	209	9,789
	前四半期	5,682	1,579	2,337	9,598	315	9,913
営業費用および減価償却費		<b>-3,511</b>	<b>-1,105</b>	<b>-1,550</b>	<b>-6,166</b>	<b>-351</b>	<b>-6,517</b>
	前年同期	-3,567	-1,068	-1,405	-6,040	-211	-6,251
	前四半期	-3,473	-1,075	-1,608	-6,156	-226	-6,382
<b>営業総利益</b>		<b>2,214</b>	<b>555</b>	<b>682</b>	<b>3,451</b>	<b>-400</b>	<b>3,051</b>
	前年同期	2,306	525	709	3,540	-2	3,538
	前四半期	2,209	504	729	3,442	89	3,531
リスク費用		<b>-820</b>	<b>-3</b>	<b>-40</b>	<b>-863</b>	<b>8</b>	<b>-855</b>
	前年同期	-826	-14	-206	-1,046	2	-1,044
	前四半期	-962	-6	-96	-1,064	-20	-1,084
米司法当局との包括的和解に関わる費用		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-5,950</b>	<b>-5,950</b>
	前年同期	0	0	0	0	0	0
	前四半期	0	0	0	0	0	0
<b>営業利益</b>		<b>1,394</b>	<b>552</b>	<b>642</b>	<b>2,588</b>	<b>-6,342</b>	<b>-3,754</b>
	前年同期	1,480	511	503	2,494	0	2,494
	前四半期	1,247	498	633	2,378	69	2,447
関連会社損益		<b>40</b>	<b>50</b>	<b>25</b>	<b>115</b>	<b>23</b>	<b>138</b>
	前年同期	67	44	0	111	-4	107
	前四半期	48	49	-4	93	14	107
その他営業外項目		<b>9</b>	<b>1</b>	<b>-6</b>	<b>4</b>	<b>12</b>	<b>16</b>
	前年同期	112	8	1	121	-9	112
	前四半期	3	-2	-6	-5	-2	-7
<b>税引前利益</b>		<b>1,443</b>	<b>603</b>	<b>661</b>	<b>2,707</b>	<b>-6,307</b>	<b>-3,600</b>
	前年同期	1,659	563	504	2,726	-13	2,713
	前四半期	1,298	545	623	2,466	81	2,547
法人税							<b>-621</b>
少数株主帰属純利益							<b>-96</b>
<b>株主帰属純利益</b>							<b>-4,317</b>

## 2014 年度上半期 - コア事業部門別業績

(単位：百万ユーロ)		リテール	インベストメ	コーポレート	事業部門	その他業務	グループ合計
		バンキング	ント・ソリュー	バンキング・			
		事業	ションズ事業	投資銀行	合計		
<b>営業収益</b>		<b>11,407</b>	<b>3,239</b>	<b>4,569</b>	<b>19,215</b>	<b>266</b>	<b>19,481</b>
	対前年同期比	-2.3%	+2.8%	-0.3%	-1.0%	-24.9%	-1.4%
営業費用および減価償却費		-6,984	-2,180	-3,158	-12,322	-577	-12,899
	対前年同期比	-1.3%	+2.5%	+5.4%	+1.0%	+11.0%	+1.4%
<b>営業総利益</b>		<b>4,423</b>	<b>1,059</b>	<b>1,411</b>	<b>6,893</b>	<b>-311</b>	<b>6,582</b>
	対前年同期比	-3.7%	+3.3%	-11.1%	-4.3%	+87.3%	-6.5%
リスク費用		-1,782	-9	-136	-1,927	-12	-1,939
	対前年同期比	+8.6%	-57.1%	-52.4%	-1.1%	+71.4%	-0.8%
米司法当局との包括的和解に関わる費用		0	0	0	0	-5,950	-5,950
	対前年同期比	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
<b>営業利益</b>		<b>2,641</b>	<b>1,050</b>	<b>1,275</b>	<b>4,966</b>	<b>-6,273</b>	<b>-1,307</b>
	対前年同期比	-10.5%	+4.6%	-2.1%	-5.6%	n.s.	n.s.
関連会社損益		88	99	21	208	37	245
その他営業外項目		12	-1	-12	-1	10	9
<b>税引前利益</b>		<b>2,741</b>	<b>1,148</b>	<b>1,284</b>	<b>5,173</b>	<b>-6,226</b>	<b>-1,053</b>
	対前年同期比	-14.1%	+4.4%	-2.7%	-7.8%	n.s.	n.s.
法人税							-1,424
少数株主帰属純利益							-172
<b>株主帰属純利益</b>							<b>-2,649</b>

## 連結四半期業績の推移

(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>グループ</b>						
営業収益	9,568	9,913	9,469	9,179	9,789	9,972
営業費用および減価償却費	-6,517	-6,382	-6,864	-6,383	-6,251	-6,470
営業総利益	3,051	3,531	2,605	2,796	3,538	3,502
リスク費用	-855	-1,084	-1,016	-830	-1,044	-911
米司法当局との包括的和解に関わる費用	-5,950	0	-798	0	0	0
営業利益	-3,754	2,447	791	1,966	2,494	2,591
関連会社損益	138	107	78	141	107	35
その他営業外項目	16	-7	-108	13	112	19
税引前利益	-3,600	2,547	761	2,120	2,713	2,645
法人税	-621	-803	-550	-607	-757	-828
少数株主帰属純利益	-96	-76	-101	-155	-191	-232
株主帰属純利益	-4,317	1,668	110	1,358	1,765	1,585
営業収益対コスト比率	68.1%	64.4%	72.5%	69.5%	63.9%	64.9%

(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
リテールバンキング(国内市場、欧州・地中海沿岸諸国、バンクウェストのプライベート・バンキングの100%を含む)* PEL/CELの影響を除く						
営業収益	5,859	5,815	5,783	5,833	5,948	5,912
営業費用および減価償却費	-3,577	-3,537	-3,753	-3,626	-3,633	-3,573
営業総利益	2,282	2,278	2,030	2,207	2,315	2,339
リスク費用	-821	-962	-873	-755	-827	-817
営業利益	1,461	1,316	1,157	1,452	1,488	1,522
営業外損益	49	51	17	55	179	60
税引前利益	1,510	1,367	1,174	1,507	1,667	1,582
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-63	-68	-51	-56	-53	-59
リテールバンキング税引前利益	1,447	1,299	1,123	1,451	1,614	1,523
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	29.6	29.7	30.1	30.3	30.4	30.4
リテールバンキング(国内市場、欧州・地中海沿岸諸国、バンクウェストのプライベート・バンキングの2/3を含む)						
営業収益	5,725	5,682	5,667	5,722	5,873	5,799
営業費用および減価償却費	-3,511	-3,473	-3,686	-3,562	-3,567	-3,512
営業総利益	2,214	2,209	1,981	2,160	2,306	2,287
リスク費用	-820	-962	-872	-754	-826	-815
営業利益	1,394	1,247	1,109	1,406	1,480	1,472
営業外損益	49	51	18	54	179	60
税引前利益	1,443	1,298	1,127	1,460	1,659	1,532
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	29.6	29.7	30.1	30.3	30.4	30.4
国内市場(フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む)* PEL/CELの影響を除く						
営業収益	3,907	3,929	3,864	3,889	3,878	3,862
営業費用および減価償却費	-2,445	-2,425	-2,598	-2,505	-2,460	-2,416
営業総利益	1,462	1,504	1,266	1,384	1,418	1,446
リスク費用	-506	-569	-525	-442	-460	-421
営業利益	956	935	741	942	958	1,025
関連会社損益	-10	7	-2	13	25	19
その他営業外項目	1	0	-2	-1	-2	1
税引前利益	947	942	737	954	981	1,045
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-60	-67	-50	-56	-53	-57
国内市場税引前利益	887	875	687	898	928	988
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	18.7	18.8	19.0	19.2	19.3	19.5
国内市場(フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む)						
営業収益	3,781	3,803	3,755	3,784	3,809	3,756
営業費用および減価償却費	-2,384	-2,367	-2,537	-2,447	-2,400	-2,360
営業総利益	1,397	1,436	1,218	1,337	1,409	1,396
リスク費用	-505	-569	-524	-441	-459	-419
営業利益	892	867	694	896	950	977
関連会社損益	-10	7	-1	12	25	19
その他営業外項目	1	0	-2	-1	-2	1
税引前利益	883	874	691	907	973	997
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	18.7	18.8	19.0	19.2	19.3	19.5

\* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）*						
営業収益	1,700	1,711	1,698	1,755	1,757	1,712
うち受取利息純額	1,031	1,005	1,025	1,055	1,055	1,010
うち手数料	669	706	673	700	702	702
営業費用および減価償却費	-1,086	-1,078	-1,200	-1,162	-1,097	-1,084
営業総利益	614	633	498	593	660	628
リスク費用	-103	-108	-86	-90	-88	-79
営業利益	511	525	412	503	572	549
営業外損益	1	1	0	1	1	2
税引前利益	512	526	412	504	573	551
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-32	-40	-27	-35	-32	-35
フランス国内リテールバンキング税引前利益	480	486	385	469	541	516
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0

(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CELの影響を除く						
営業収益	1,704	1,712	1,694	1,746	1,712	1,703
うち受取利息純額	1,035	1,006	1,021	1,046	1,010	1,001
うち手数料	669	706	673	700	702	702
営業費用および減価償却費	-1,086	-1,078	-1,200	-1,162	-1,097	-1,084
営業総利益	618	634	494	584	615	619
リスク費用	-103	-108	-86	-90	-88	-79
営業利益	515	526	408	494	527	540
営業外損益	1	1	0	1	1	2
税引前利益	516	527	408	495	528	542
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-32	-40	-27	-35	-32	-35
フランス国内リテールバンキング税引前利益	484	487	381	460	496	507
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0

(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	1,637	1,642	1,640	1,692	1,695	1,648
営業費用および減価償却費	-1,056	-1,049	-1,171	-1,133	-1,067	-1,056
営業総利益	581	593	469	559	628	592
リスク費用	-102	-108	-85	-90	-88	-78
営業利益	479	485	384	469	540	514
営業外損益	1	1	1	0	1	2
税引前利益	480	486	385	469	541	516
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0

\* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>BNL バンカ・コメルシアーレ (イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む) *</b>						
営業収益	812	819	817	793	811	818
営業費用および減価償却費	-439	-432	-467	-435	-441	-438
営業総利益	373	387	350	358	370	380
リスク費用	-364	-364	-327	-287	-295	-296
営業利益	9	23	23	71	75	84
営業外損益	0	0	0	0	0	0
税引前利益	9	23	23	71	75	84
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-8	-7	-4	-5	-5	-5
<b>BNL bc 税引前利益</b>	<b>1</b>	<b>16</b>	<b>19</b>	<b>66</b>	<b>70</b>	<b>79</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1	6.2
<b>BNL バンカ・コメルシアーレ (イタリア国内プライベート・バンキングの2/3を含む)</b>						
営業収益	796	805	805	780	799	806
営業費用および減価償却費	-431	-425	-460	-427	-434	-431
営業総利益	365	380	345	353	365	375
リスク費用	-364	-364	-326	-287	-295	-296
営業利益	1	16	19	66	70	79
営業外損益	0	0	0	0	0	0
税引前利益	1	16	19	66	70	79
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1	6.2
<b>ベルギー国内リテールバンキング (ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む) *</b>						
営業収益	822	841	805	817	805	810
営業費用および減価償却費	-606	-602	-604	-602	-612	-588
営業総利益	216	239	201	215	193	222
リスク費用	-15	-52	-48	-30	-43	-21
営業利益	201	187	153	185	150	201
関連会社損益	2	3	-1	4	10	3
その他営業外項目	1	0	0	-1	-3	1
税引前利益	204	190	152	188	157	205
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-18	-19	-19	-14	-15	-16
<b>ベルギー国内リテールバンキング税引前利益</b>	<b>186</b>	<b>171</b>	<b>133</b>	<b>174</b>	<b>142</b>	<b>189</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.4
<b>ベルギー国内リテールバンキング (ベルギー国内プライベート・バンキングの2/3を含む)</b>						
営業収益	782	802	765	782	767	774
営業費用および減価償却費	-584	-582	-582	-582	-590	-569
営業総利益	198	220	183	200	177	205
リスク費用	-15	-52	-49	-29	-42	-20
営業利益	183	168	134	171	135	185
関連会社損益	2	3	-1	4	10	3
その他営業外項目	1	0	0	-1	-3	1
税引前利益	186	171	133	174	142	189
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.4

\* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。



(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>パーソナル・ファイナンス</b>						
営業収益	926	921	911	912	941	929
営業費用および減価償却費	-442	-428	-446	-413	-446	-436
営業総利益	484	493	465	499	495	493
リスク費用	-249	-277	-268	-254	-293	-283
営業利益	235	216	197	245	202	210
関連会社損益	22	15	9	19	17	18
その他営業外項目	6	0	-11	-1	3	1
税引前利益	263	231	195	263	222	229
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2

(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>欧州・地中海沿岸諸国 (トルコのプライベート・バンキングの100%を含む) *</b>						
営業収益	489	451	476	476	572	562
営業費用および減価償却費	-348	-335	-364	-359	-381	-375
営業総利益	141	116	112	117	191	187
リスク費用	-50	-105	-64	-59	-62	-87
営業利益	91	11	48	58	129	100
関連会社損益	28	26	21	24	25	19
その他営業外項目	1	0	1	0	110	-1
税引前利益	120	37	70	82	264	118
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-1	0	1	0	1	-2
欧州・地中海沿岸諸国税引前利益	119	37	71	82	265	116
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	3.5	3.5	3.7	3.7	3.8	3.6

(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>欧州・地中海沿岸諸国 (トルコのプライベート・バンキングの2/3を含む)</b>						
営業収益	487	450	475	475	571	559
営業費用および減価償却費	-347	-334	-362	-358	-379	-374
営業総利益	140	116	113	117	192	185
リスク費用	-50	-105	-64	-59	-62	-87
営業利益	90	11	49	58	130	98
関連会社損益	28	26	21	24	25	19
その他営業外項目	1	0	1	0	110	-1
税引前利益	119	37	71	82	265	116
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	3.5	3.5	3.7	3.7	3.8	3.6

\* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>バンクウェスト (米国プライベート・バンキングの100%を含む) *</b>						
営業収益	537	514	532	556	557	559
営業費用および減価償却費	-342	-349	-345	-349	-346	-346
<b>営業総利益</b>	<b>195</b>	<b>165</b>	<b>187</b>	<b>207</b>	<b>211</b>	<b>213</b>
リスク費用	-16	-11	-16	0	-12	-26
<b>営業利益</b>	<b>179</b>	<b>154</b>	<b>171</b>	<b>207</b>	<b>199</b>	<b>187</b>
関連会社損益	0	0	0	0	0	0
その他営業外項目	1	3	1	1	1	3
<b>税引前利益</b>	<b>180</b>	<b>157</b>	<b>172</b>	<b>208</b>	<b>200</b>	<b>190</b>
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-2	-1	-2	0	-1	0
<b>バンクウェスト税引前利益</b>	<b>178</b>	<b>156</b>	<b>170</b>	<b>208</b>	<b>199</b>	<b>190</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1
<b>バンクウェスト (米国プライベート・バンキングの2/3を含む)</b>						
営業収益	531	508	526	551	552	555
営業費用および減価償却費	-338	-344	-341	-344	-342	-342
<b>営業総利益</b>	<b>193</b>	<b>164</b>	<b>185</b>	<b>207</b>	<b>210</b>	<b>213</b>
リスク費用	-16	-11	-16	0	-12	-26
<b>営業利益</b>	<b>177</b>	<b>153</b>	<b>169</b>	<b>207</b>	<b>198</b>	<b>187</b>
営業外損益	1	3	1	1	1	3
<b>税引前利益</b>	<b>178</b>	<b>156</b>	<b>170</b>	<b>208</b>	<b>199</b>	<b>190</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1

\* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>インベストメント・ソリューションズ</b>						
営業収益	1,660	1,579	1,635	1,539	1,593	1,558
営業費用および減価償却費	-1,105	-1,075	-1,181	-1,078	-1,068	-1,058
<b>営業総利益</b>	<b>555</b>	<b>504</b>	<b>454</b>	<b>461</b>	<b>525</b>	<b>500</b>
リスク費用	-3	-6	18	1	-14	-7
<b>営業利益</b>	<b>552</b>	<b>498</b>	<b>472</b>	<b>462</b>	<b>511</b>	<b>493</b>
関連会社損益	50	49	26	40	44	40
その他営業外項目	1	-2	-8	1	8	4
<b>税引前利益</b>	<b>603</b>	<b>545</b>	<b>490</b>	<b>503</b>	<b>563</b>	<b>537</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	8.4	8.3	8.1	8.1	8.2	8.2
<b>富裕層向けおよび資産運用</b>						
営業収益	710	679	723	665	696	696
営業費用および減価償却費	-529	-518	-563	-525	-518	-513
<b>営業総利益</b>	<b>181</b>	<b>161</b>	<b>160</b>	<b>140</b>	<b>178</b>	<b>183</b>
リスク費用	-4	-3	3	0	-14	-3
<b>営業利益</b>	<b>177</b>	<b>158</b>	<b>163</b>	<b>140</b>	<b>164</b>	<b>180</b>
関連会社損益	18	12	15	12	15	13
その他営業外項目	1	0	-5	1	6	0
<b>税引前利益</b>	<b>196</b>	<b>170</b>	<b>173</b>	<b>153</b>	<b>185</b>	<b>193</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	1.7	1.7	1.5	1.6	1.6	1.7
<b>保険</b>						
営業収益	538	533	571	517	510	538
営業費用および減価償却費	-267	-253	-307	-257	-255	-257
<b>営業総利益</b>	<b>271</b>	<b>280</b>	<b>264</b>	<b>260</b>	<b>255</b>	<b>281</b>
リスク費用	0	-3	5	1	0	-4
<b>営業利益</b>	<b>271</b>	<b>277</b>	<b>269</b>	<b>261</b>	<b>255</b>	<b>277</b>
関連会社損益	32	37	11	28	29	28
その他営業外項目	0	-2	-3	0	2	4
<b>税引前利益</b>	<b>303</b>	<b>312</b>	<b>277</b>	<b>289</b>	<b>286</b>	<b>309</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	6.2	6.1	6.0	6.0	6.0	6.0
<b>証券管理</b>						
営業収益	412	367	341	357	387	324
営業費用および減価償却費	-309	-304	-311	-296	-295	-288
<b>営業総利益</b>	<b>103</b>	<b>63</b>	<b>30</b>	<b>61</b>	<b>92</b>	<b>36</b>
リスク費用	1	0	10	0	0	0
<b>営業利益</b>	<b>104</b>	<b>63</b>	<b>40</b>	<b>61</b>	<b>92</b>	<b>36</b>
営業外損益	0	0	0	0	0	-1
<b>税引前利益</b>	<b>104</b>	<b>63</b>	<b>40</b>	<b>61</b>	<b>92</b>	<b>35</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6

(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>コーポレートバンキング・投資銀行</b>						
営業収益	2,232	2,337	2,074	2,043	2,114	2,470
営業費用および減価償却費	-1,550	-1,608	-1,551	-1,429	-1,405	-1,591
<b>営業総利益</b>	<b>682</b>	<b>729</b>	<b>523</b>	<b>614</b>	<b>709</b>	<b>879</b>
リスク費用	-40	-96	-167	-62	-206	-80
<b>営業利益</b>	<b>642</b>	<b>633</b>	<b>356</b>	<b>552</b>	<b>503</b>	<b>799</b>
関連会社損益	25	-4	-3	10	0	16
その他営業外項目	-6	-6	4	3	1	0
<b>税引前利益</b>	<b>661</b>	<b>623</b>	<b>357</b>	<b>565</b>	<b>504</b>	<b>815</b>
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	15.3	15.6	15.5	15.7	15.8	15.6
(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>アドバイザーおよびキャピタル・マーケット</b>						
営業収益	1,373	1,580	1,195	1,273	1,267	1,691
営業費用および減価償却費	-1,115	-1,185	-1,077	-1,032	-947	-1,180
<b>営業総利益</b>	<b>258</b>	<b>395</b>	<b>118</b>	<b>241</b>	<b>320</b>	<b>511</b>
リスク費用	11	26	4	15	-83	-14
<b>営業利益</b>	<b>269</b>	<b>421</b>	<b>122</b>	<b>256</b>	<b>237</b>	<b>497</b>
関連会社損益	6	8	-5	4	-3	9
その他営業外項目	-6	-6	4	3	1	0
<b>税引前利益</b>	<b>269</b>	<b>423</b>	<b>121</b>	<b>263</b>	<b>235</b>	<b>506</b>
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.8	8.0	8.1	8.2	8.1	7.9
(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>コーポレートバンキング</b>						
営業収益	859	757	879	770	847	779
営業費用および減価償却費	-435	-423	-474	-397	-458	-411
<b>営業総利益</b>	<b>424</b>	<b>334</b>	<b>405</b>	<b>373</b>	<b>389</b>	<b>368</b>
リスク費用	-51	-122	-171	-77	-123	-66
<b>営業利益</b>	<b>373</b>	<b>212</b>	<b>234</b>	<b>296</b>	<b>266</b>	<b>302</b>
営業外損益	19	-12	2	6	3	7
<b>税引前利益</b>	<b>392</b>	<b>200</b>	<b>236</b>	<b>302</b>	<b>269</b>	<b>309</b>
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.5	7.6	7.4	7.5	7.6	7.6
(単位：百万ユーロ)	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
<b>コーポレート・センター</b>						
営業収益	-49	315	93	-125	209	145
営業費用および減価償却費	-351	-226	-446	-314	-211	-309
うち事業再編および変革費用	-207	-142	-287	-145	-74	-155
<b>営業総利益</b>	<b>-400</b>	<b>89</b>	<b>-353</b>	<b>-439</b>	<b>-2</b>	<b>-164</b>
リスク費用	8	-20	5	-15	2	-9
米司法当局との包括的和解に関わる費用	-5,950	0	-798	0	0	0
<b>営業利益</b>	<b>-6,342</b>	<b>69</b>	<b>-1,146</b>	<b>-454</b>	<b>0</b>	<b>-173</b>
関連会社損益	23	14	26	36	-4	-77
その他営業外項目	12	-2	-93	10	-9	11
<b>税引前利益</b>	<b>-6,307</b>	<b>81</b>	<b>-1,213</b>	<b>-408</b>	<b>-13</b>	<b>-239</b>

## 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

### 1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、財政金融法第5款第1章 (Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er) により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

#### リテール・バンキング事業

リテール・バンキング事業は、国内市場部門、海外リテール・バンキング事業 (IRB) およびパーソナル・ファイナンス (PF) に分類される。

#### 国内市場部門

国内市場部門は、フランス (フランス国内リテール・バンキング)、イタリア (BNL バンカ・コメルシアーレ)、ベルギー (ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティス・ブランドのベルギー国内リテール・バンキング) およびルクセンブルク (BGL ビー・エヌ・ピー・パリバ・ブランドのルクセンブルク国内リテール・バンキング) からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワークならびに3つの専門事業部門 (アルバル (業務用車両の長期リース (サービスを含む。))、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューションおよびビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インバスターズ (オンライン貯蓄および専門仲介業)) を含んでいる。

キャッシュ・マネジメントおよびファクタリング部門は、コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業のコーポレート・バンキング・セグメントと協働して、「欧州内外の企業にとって唯一の銀行」というコンセプトの下で法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。また、富裕層向け資産管理業務部門は、国内市場におけるプライベート・バンキング・モデルを展開している。

6つの横断的部門 (流通、マーケットおよびソリューションズ部門 (DMS)、リテール・バンキング業務部門 (RBO)、リテール・バンキング情報システム部門 (RBIS)、ハロー・バンク! グローバル・ディベロップメント部門、人事部門ならびにコミュニケーションズ部門) がリテール・ネットワークの発展を支えている。これらの部門の任務は、専門知識の蓄積、イノベーションの促進、事業に関する共通ビジョンの浸透の支援ならびに最大限の資源の共有および事業化を行うことである。

国内市場部門は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにおいて戦略的役割を果たしている。国内市場部門は、預金およびオフバランスシート貯蓄の広範な基盤を提供しており、また、リテール・バンキング事業における事業環境、組織および消費方法の転換に向けた道を開いている。国内市場部門はまた、すべての市場におけるビー・エヌ・ピー・パリバのすべての商品およびサービスにデジタル・バンキングを導入することをサポートする。

## インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業は、顧客の貯蓄および資産の収集、運用、開発、保護および管理に関するビー・エヌ・ピー・パリバの活動を統合する。

インベストメント・ソリューションズ事業は、一般投資家、法人投資家および機関投資家のあらゆる要望に応えるために設計された、広範な商品およびサービスを世界中に提供する。

インベストメント・ソリューションズ事業は、顧客に対し、専門分野の相補性、包括的ビジョンの共有ならびに顧客の資産および投資の価値の増加という確固たる目的を基盤とする統合されたビジネス・モデルを提供する。

インベストメント・ソリューションズ事業は、相補的な専門知識を有する5つの事業部門を再編成している。

- ・ 保険事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ
- ・ 証券管理事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ
- ・ プライベート・バンキング：ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
- ・ 資産運用事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ
- ・ 不動産サービス：ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

すべてのインベストメント・ソリューションズ事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの主要な国内市場であるフランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク、ならびにスイスおよび英国を含むヨーロッパにおいて事業を展開し、主導的な地位を有している。ドイツもまた、インベストメント・ソリューションズ事業にとって重要な市場である。さらに、インベストメント・ソリューションズ事業は、特にアジア太平洋、ラテンアメリカおよび中東といった高成長地域において海外展開を強化するために積極的に活動しており、かかる地域で新たな事業、買収、合併事業および業務提携を通じて事業を拡大している。

## コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）は、コーポレート・バンキング業務、アドバイザリー業務およびキャピタル・マーケット業務を顧客に提供している。

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業の顧客は、事業会社、金融機関および投資ファンドにより構成され、当該事業の戦略およびビジネス・モデルの中核をなす。職員の主要な目的は、顧客との長期的関係を構築および維持し、顧客の拡大戦略または投資戦略を支援して、その資金調達、アドバイザリーおよびリスク管理に関する需要に応えるためのグローバルなソリューションを提供することにある。欧州において強固な基盤を有し、アジアおよび北アメリカでの事業拡大を企図するビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業は、世界中の事業会社および金融機関にとって最高の欧州所在のビジネス・パートナーである。

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業のチームは、ビー・エヌ・ピー・パリバの広範なソリューションの提供を通じてこれまで以上に顧客へのサービスに貢献している。

## 2. 主要な経営指標等の推移

### (1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
営業収益	38,822	39,072	42,384	43,880	40,191

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
営業総利益	12,684	12,529	16,268	17,363	16,851

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	4,832	6,564	6,050	7,843	5,832

(単位：%)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
株主資本利益率(注1)	6.1	8.9	8.8	12.3	10.8

(単位：十億ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
時価総額 (12月31日現在)	70.5	53.4	36.7	57.1	66.2

出典：ブルームバーグ

(注1) 株主資本利益率は、純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)(ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位であり、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整が行われる。)を、関連期間の1月1日および12月31日の平均株主資本(配当後の数値であり、かつビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位である永久最劣後債を除く。)で除して算出される。

(単位：ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
1株当たり純利益 (注1)(注5)	3.69	5.16	4.82	6.33	5.20
1株当たり純資産 (注2)(注5)	63.58	60.46(注6)	58.25	55.48	50.93
1株当たり配当金純額 (注5)	1.50	1.50	1.20	2.10	1.50
配当率(%) (注3)	40.8	29.7	25.1	33.4	32.3
株価					
最高値(注4)(注5)	56.72	44.83	59.93	60.38	58.58
最低値(注4)(注5)	37.47	24.54	22.72	40.81	20.08
年度末(注5)	56.65	42.61	30.35	47.61	55.90
CAC 40インデックス (12月31日現在)	4,295.95	3,641.07	3,159.81	3,804.78	3,936.33

(注1) 期中発行済平均株式数に基づく。

(注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく純帳簿価額。

(注3) 1株当たり純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金。

(注4) 取引中に記録された数値を示している。

(注5) 上記のデータは、2009年9月30日から10月13日までの優先的新株引受権の行使による新株発行を反映し、調整されている(調整係数=0.971895)。

(注6) 改訂されたIAS第19号の適用による修正再表示。

2014年第1四半期の業績等

(単位：百万ユーロ)

	2014年度 第1四半期
<b>営業収益</b>	<b>9,913</b>
営業費用および減価償却費	-6,382
<b>営業総利益</b>	<b>3,531</b>
リスク費用	-1,084
米国の経済制裁対象国等との 取引に関わる引当金繰入額	0
<b>営業利益</b>	<b>2,447</b>
関連会社損益	107
その他営業外項目	-7
<b>営業外損益</b>	<b>100</b>
<b>税引前利益</b>	<b>2,547</b>
法人税	-803
少数株主帰属純利益	-76
<b>株主帰属純利益</b>	<b>1,668</b>
<b>コスト/インカム率</b>	<b>64.4%</b>



## (2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
<u>年度末資本金</u>					
資本金（ユーロ）	2,490,325,618	2,484,523,922	2,415,491,972	2,397,320,312	2,370,563,528
発行済株式数	1,245,162,809	1,242,261,961	1,207,745,986	1,198,660,156	1,185,281,764
発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績（百万ユーロ）</u>					
収益合計（付加価値税を除く。）	26,704	30,015	31,033	28,426	33,104
税金、減価償却費および減損控除前利益	6,183	6,349	7,366	7,193	7,581
法人税費用	(466)	(1,273)	300	(118)	(540)
税金、減価償却費および減損控除後利益	4,996	5,812	3,466	3,465	4,009
総配当支払額	1,868	1,863	1,449	2,518	1,778
<u>1株当たり利益</u>					
税引後利益（減価償却費および減損控除前）	4.59	4.09	6.35	5.90	5.94
税金、減価償却費および減損控除後利益	4.01	4.68	2.87	2.89	3.38
1株当たり配当金	1.50	1.50	1.20	2.10	1.50
<u>人件費</u>					
年度末被雇用者数	47,562	48,896	49,784	49,671	46,801
給与合計（百万ユーロ）	3,772	3,915	3,829	3,977	3,812
社会保障および従業員給付金合計（百万ユーロ）	1,359	1,488	1,212	1,141	1,750